

平成23年白浜町議会第2回定例会 会議録（第2号）

1. 開 会 平成23年6月15日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成23年6月15日 10時01分

1. 閉 議 平成23年6月15日 15時53分

1. 延 会 平成23年6月15日 15時53分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 正木 | 秀男 | 2番 | 笠原 | 恵利子 |
| 3番 | 岡谷 | 裕計 | 4番 | 西尾 | 智朗 |
| 5番 | 玉置 | 一 | 6番 | 廣畑 | 敏雄 |
| 7番 | 溝口 | 耕太郎 | 8番 | 水上 | 久美子 |
| 9番 | 南 | 勝弥 | 10番 | 湯川 | 秀樹 |
| 11番 | 丸本 | 安高 | 12番 | 長野 | 莊一 |
| 13番 | 正木 | 司良 | 14番 | 楠本 | 隆典 |
| 15番 | 辻 | 成紀 | 16番 | 三倉 | 健嗣 |

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一勝 事務主事 高梨 鉄也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 水本 雄三 副町長 熊崎 訓自
会計管理者 吉川 廣 教育長 清原 武
富田事務所長
兼農林水産課長 辻 政信 日置川事務所長 前田 信生

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 総務課長 | 小幡 一 彰 | 税務課長 | 田井 郁 也 |
| 民生課長 | 鈴木 泰 明 | 生活環境課長 | 堀本 栄 一 |
| 観光課長 | 正木 雅 就 | 建設課長 | 坂本 規 生 |
| 上下水道課長 | 山本 高 生 | 地籍調査課長 | 中戸 和 彦 |
| 教育委員会 | | | |
| 教育次長 | 青山 茂 樹 | 消防長 | 山本 正 弘 |
| 総務課課長 | 笠中 康 弘 | 農林水産課課長 | 鈴木 泰 |
| 総務課副課長 | 榎本 崇 広 | | |

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成23年第2回定例会2日目を開催いたします。

本日から9月末までの本会議、委員会等における服装は、節電対策も兼ねましてクール・ビズといたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

本日は一般質問を予定しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可いたします。

それでは、通告順1番、14番 楠本君の一般質問を許可します。

楠本君の一般質問は一問一答形式であります。

14番 楠本君（登壇）

○14 番

皆さん、おはようございます。それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行わせていただきます。

東日本大震災から3カ月が過ぎようとしております。13日現在で死者は1万5,424人、行方不明者は7,931人、死者のうち13%に当たる約2,000人の方々の身元が未判明と聞き、改めてご遺族のご心痛を察するとき、親子や親族を捜し続けている姿はいたたまれない気持ちになります。改めてお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈りいたします。

町長は、5月8日、9日と被災地を訪ねられました。そういうことで、広報に町長の感想と決意を述べられておりました。今回、8人の議員が防災について質問され、大所高所からいろいろな意見が出ると思います。これも、町民の安全・安心を守るための防災計画の見直しとか、いろいろご意見が出ると思いますが、これが町民に有利な方向で今後とも生かさればな、こういう願いでございます。

前置きはこれぐらいにいたしまして、それでは本題に入ります。

1点目の、まちかどギャラリーしらすなの運営でございます。

私は昨年の12月議会におきまして、ふるさと雇用再生特別基金活用事業について質問をいたしました。その当時の観光課長は、県事業であるから県に問い合わせますと、白浜町では法人・民間から2社と聞いており、名前は差し控えたいと。また、町に対して相談がないか、各課に照会したけれども、該当する案件はありませんでしたと答弁されております。

教育委員会にお聞きしますと、ふるさと雇用再生特別基金活用事業は県の委託事業と通産省の3カ年事業であると聞くが、質問の補助対象が若干混合する質問になるかもわかりませんので、その点は明確にご答弁をお願いしたいというふうに思います。

白浜町元気再生プロジェクトは商工会が行われている分ですけれども、1月に申請され、事業採択されたと聞いております。その時点では何の計画もなかったのでしょうか。疑問に感じているところであります。

「白浜の魅力を教えます、温泉街に総合案内所開設」とのタイトルで、5月3日付、地方紙に掲載されております。記事の内容や、事業目的は大いに歓迎いたします。私たち議員は、情報不足と言われても仕方ございませんけれども、所管の文教厚生常任委員長、総務観光常任委員長にもご存じであったか聞いたところですが、聞いていないということでありました。

こういうような中で、私もギャラリーしらすなは、しばらく休館しておりましたので、現地調査をしてまいりました。連休は休む間もなく大変忙しかったと、観光客の評判も大変上々であったと聞いております。

駒井コレクションとして、故人の駒井先生が県・町の補助金を受けて、まちかどギャラリーしらすなとして文化の向上に寄与されたことは周知のとおりであります。ALL白浜で取り組む事業にいささかも口を挟むつもりもなく、むしろ活用を大いに歓迎するものであります。

しかしながら、駒井先生が亡くなられてから、展示館は今までいろいろな経緯があって、議会、一般質問の中でも同僚議員からも質問があったところです。

平成19年3月に一部改正されまして、白浜町展示館条例及び運営細則がありますが、現実に沿わない部分があるのではないかと思いますので、以下何点か、一問一答形式での質問に入らせていただきます。

1つ目、来年度から自主運営を目指すとされておりましてけれども、県のふるさと雇用再生事業が切れた後の運営方法はどうか、ご答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

改めまして、皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

今、議員からのご質問の点でございますが、ご質問の総合案内所につきましては、中小企業庁の、地域の魅力でおもてなし事業の総合案内所として、白浜町商工会に1階展示室を使用いただいているもので、ギャラリーしらすな自体の管理運営をお願いしているものではございません。

また、ご質問の県のふるさと雇用再生事業につきましては、その中の人件費分の補助を県からいただいているもので、この補助がなくなった後には、商工会の費用負担がふえるところでございまして。

地域の魅力でおもてなし事業は、平成22年度から24年度までの3カ年事業でございますが、これまでも展示館としての使用実績はほとんどございませんし、施設の規模等を考慮しましても、これまでのように展示館のみを目的としたものであれば、今後のさらなる展開も難しいと考えていますので、今回の地域の魅力でおもてなし事業の使用に際しまして、新たに観光PRの拠点としての活用の可能性を探っていけないかと考えているところでございます。

さきの4月にもギャラリーしらすなの今後の方向について、庁内関係者による検討会議を開催したところであります。今回の使用実績等も踏まえまして、今後も引き続き研究していきたいと思っておる次第でございます。

なお、商工会の事業の詳細につきましては、担当課から説明をさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

おはようございます。

ご質問の事業につきましては、国の地域の魅力でおもてなし事業及び県のふるさと雇用再生特別基金活用事業の2つの補助事業を活用した事業で、実施者は白浜町商工会となっております。

現在、この事業推進のため、白浜町商工会、白浜観光協会、白浜温泉旅館協同組合、白浜町商店街連合振興会の町内経済4団体で、ALL白浜ここでしかできない旅実行委員会を立ち上げ、運営を行っているところでございまして、当町といたしましても和歌山県とともに、この事業の後押しを行っているところです。

議員におかれましては、既に資料等で事業の詳細についてはご存じだと思いますけれども、当実行委員会の取り組みは、町の観光振興、商工振興に大きく寄与していただけるものと期待しているところでございます。

以上です。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

今、町長並びに観光課長の正木課長からもご説明ございました。

私は、白浜元気再生プロジェクト、この中身をずっと読ませていただきました。決して反対するものではありません。展示館を運営していくにおいては、今までやっぱりいろいろの問題があったと。そういう中において、所管の委員会にも何の相談もなかったということ自体が、私はちょっとおかしいのと違うかなと、こういうふうに思っているんです。

なぜかという、ここにも条例を持ってきていますけども、展示館条例と細則があります。細則の中でも、やはりちょっと沿わない部分があると思いますので、そこらまた細則の部分については最後に質問しますけれども、次の質問に入らせていただきます。

それでは、2つ目の条例・運営細則で決められているので、もちろんこの事業については挟むつもりはございません。あえて運営についてお聞きするならば、白浜町の展示館条例は現実に合った改正が必要であると、ALL白浜であるんだったら、今課長からもお話がございました、観光協会、旅館組合、商工会、地域商店会等が一致結束して、運営に取り組む必要があると。観光協会のシフトも庁内が大変狭隘しておる中で、前からいろいろと議論が出ていますけども、そういうことも含めて、まちなかに観光のシンボルを築いていくと、そういうことが必要ではないかと思うんですが、その点についてお考えはいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

管轄が教育委員会でございますから、教育委員会の方からお貸しについては事務的な手続がされたので、貸すことに関しては詳細は教育委員会の方からお答えしていただければいいと思うんですけども、今後のあり方については、先ほども申し上げましたように、庁内検討委員会で鋭意検討しまして、駒井先生のコレクション等も含めて、今後のあり方をどうしていくかというところが一点ございますし、また議員おっしゃるとおりに、観光の中心地として一番本当に白浜町のセンターポジションでございますから、有効活用を今後検討していきたいと思っておる次第でございます。また、その辺お知恵もかしていただきたいと思ふ次第でございます。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

現在、先ほど町長が申し上げましたように、1階部分を観光宣伝施設としておりますけども、2階、3階部分につきましては、駒井先生が補助を受けられましたまちかどミュージアム整備事業の趣旨というのが現在も生きてございます。ですから、いきなり2階、3階を全庁的にというのは非常に難しい面がございますし、また、駒井先生のご遺族にも現状をご説

明してきちんとご理解を賜ると、そういうことも行う必要がありますし、今後2階と3階を、管理の業務委託をすれば他の方法も考えられますので、町長部局とも協議をして方向性を見出していきたく、そういうふうに思います。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

教育長に答弁をしていただきまして恐縮です。

質問の趣旨は、やはり駒井先生の寄贈を今後どのように生かしていくのかということが一番私は大切ではないかというふうに思っています。

そういう意味では、今、教育長がおっしゃられるように、ご遺族の方が神戸に住んでいるというような話も若干聞きますけれども、そのことを十分考えた上で活用を図っていくと。2階、3階の部分についても、今1階だけしか使っておりませんので、やはりここをいかに使っていくかということが大切ではないかというふうに思います。

次の質問に入ってよろしいですか。

次に、駒井先生の遺品については、美術館にかなり眠っているというふうに聞いておるんです。ここらの活用も今後どのように考えてなされていくのか、この点についてはいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

駒井先生の遺品につきましては、先ほども申し上げましたように、まちかどギャラリーしらすなの1階部分を観光PR施設にして、上の展示館もあわせて見ていただくなど、有効な活用策が整いましたら、駒井先生の遺品もそこに展示させていただいて、より多くの方にご覧いただきたいと考えております。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

ちょっと前後すると思うんですけど、町長の答弁では庁内会議を開催して、教育長にも管理自体を今後していくということですのでけれども、条例の第4条です。使用目的、設置の目的を達成するためには、どうあるべきか。（1）から（3）があります。

この中で、当局の答弁は、熊野遺産とかそういう部分も含めて、やはり活用していきたいと。ALL白浜、この提案書の内容を見ましたら、食、文化、いわゆる観光とか、いろいろな部分があります。やはり、経営自体は商工会としても難しいというふうに思います、それだけだったら。

今後、あそこを拠点に観光、経済4団体がやっていく中には、現実に自転車のレンタルとかということもやっておりますし、やはり運営の方法というのはいろいろあると思うんです。例えば、ホテル、旅館のパンフレットを置いて案内所がわりにするとか、そういう部分では今後もちろんこの条例の使用目的に合致するような条例改正が私は必要であるというふうに思います。

そういう意味では、私も現地を見ましたけれど、どうしても浜通りから奥まったところに

あって、なかなか見づらい、わかりにくい。そういう部分では、教育委員会に聞きますと、しらはまゆう公園の駐車場のところに昔は看板をつくってあってんと、このような話も聞くんですけど、ここらについては、やはりせっかくの事業ですから、観光客の皆さんに一目でわかるような案内をすべきではないかと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長
番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

看板の設置につきましては、多くの皆様方にご来館いただくためには必要なものだと考えてございます。

以前に、しらはまゆう公園の浜通り側に占有許可をいただきまして設置していた場所がございますので、そちらへ設置してはと考えてございます。

○議 長
14番 楠本君（登壇）

○14 番

この件について最後の質問になりますけれども、展示館条例の第15条、指定管理の問題が記載されております。指定管理については、今までもいろいろの議論がありまして、不調に終わったという経緯も私も存じているんです。

しかしながら、この条例がネックになっているんです。そういうことも踏まえて、今後は指定管理をする上においては、やはり展示館条例、細則をもうちょっと見直した上で、一般の方々が参画できるような、そういう指定管理にすべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議 長
番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

指定管理につきましては、平成19年4月に公募をさせていただいた経緯がございまして、2件の応募をいただいたところでございます。当時は指定管理に至りませんでした。今後も有効な活用策の1つとして研究していきたいと思っております。

○議 長
14番 楠本君（登壇）

○14 番

ギャラリーしらすなについては、条例改正も含めて、今後、所管の委員会にもきちんと報告した中で、やはり町民のみんなが有効な財産の使用を考えていくべきだというふうに思いますし、今後、そういう意味においては、所管の委員会にきちんと報告した上で、ギャラリーしらすなの展示館の活用を十分考えていくべきだというふうに私は思いまして、ギャラリーしらすなの部分についての質問は終わらせていただきます。

それでは、2つ目の質問の行政課題についてご質問をいたします。第三天山の町名義温泉のその後の経過についてでございます。

私は昨年12月議会において、平成22年11月15日の全員協議会の資料をもとに一般質問を行いました。町民の方々から、その後の経過はどうなっているんだと、こういう問

い合わせがありました。これは私も放置できない課題であると思いましたが、その後の経過についてお伺いいたしたいと思います。

その1つは、温泉法11条による動力装置を外すということではなく、動力許可を与えることも法に基づく措置であるので、県にも密に連絡、連携をとっていききたいと12月議会では答弁をされております。その後の経過についてお伺いいたしたいと存じます。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

楠本議員からご質問をいただきました第三天山町名義の源泉のその後の経過についてでございますが、昨年12月に県衛生生活部から温泉動力装置等について、今後の町の方針についてご指導いただいております。

また、3月には土地所有者の代表者と面談したところであり、土地所有者と町との交わした温泉に関する契約書、昭和43年7月31日締結でございますが、履行するように要望されております。

その後も県当局と協議を継続しているところであり、温泉法第11条による申請をした場合、県環境審議会温泉部会の審議を経て許可の判断がされると伺っておるところでございますので、引き続き協議してまいりたいと考えておるところでございます。

○議 長

14番 楠本君(登壇)

○14 番

この点については、12月議会で私はいろいろと質問をいたしました。

今言う契約書の関係も顧問弁護士は生きていますと、こういうような話もございましたし、今まで歴代町長、渡辺先生や浜本先生、片田先生の名前が入っている、温泉に関する資料を十分私も読ませていただきました。

そういう意味においては、長年の行政課題であるということ認識の上に置いて、かなりもう時間が経過しております。側聞しますと、いろいろ町の中ではうわさが出ています。こういうことは白浜町にとってあんまりいいことではございません。そういう意味においては、相手方とも真摯にやはり協議をして、やはり一定の解決を図っていただくように、私から、町民の方もそう言われております。長いこと積年の課題を積み残して、後々に残すことのないようにしてもらいたい、こういうことですから、町長、ひとつその点も含まれてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この関係についてはいろいろの複雑な経緯がありまして、5月31日に建設農林常任委員会、私の所管するところでもありますけれども、湯崎漁港整備工事中止等請求調停申立事件、これは所管の委員会で資料をもらったんですけれども、第三天山に対する、和歌山県に対する許認可のことが書かれております。白浜町として、工事差し止め調停の事件について、今後調停を見守るということか、やはりそれで私は解決しないのではないかと、こういうふう思うんです。

なぜかといいますと、3.3平方メートルに鉱泉地があります。鉱泉地自体は相手方のものです。そういう部分においてはやはりいろいろの問題が派生してきますから、そこも踏まえて、今までの弁護士の見解も含めて、この点についてやはり考えていかなあかんのと違うん

かと。ご所見を賜りたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外 (町 長)

湯崎漁港整備工事中止等請求調停申立事件につきましては、現在、町と温泉関係者との調停を行っているところでございますが、4月には温泉関係者と懇談会を開催させていただきました。現在、第三天山も源泉調査の対象であり、中央温泉研究所とも協議しておるところでございます。今後の方針につきましては、調停の推移を見守ることは必要であると考えますが、町としても放置できないものではないかと考えているところでございます。

調停のことも踏まえながら、県当局を初め、関係者と協議し、町としての対応方針を定めた上で、土地所有者と交渉していきたいと考えているところでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議 長

14番 楠本君 (登壇)

○14 番

とにかく、長いことほうるということはいいことないと思います。そういう意味からして、早い解決をすべきだというふうに思いますし、やはりそういう部分では町の考え方を顧問弁護士にもきちっと相談した上で、早急な解決を望むんですけども、その後の顧問弁護士の見解はどうなんでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番外 (観光課長)

弁護士の見解でございますが、議員おっしゃいましたように、町と土地所有者との契約書については効力があるとの見解は把握をしております。その後は、県当局とは協議をしておりますが、弁護士とは相談しておりません。

○議 長

14番 楠本君 (登壇)

○14 番

12月議会で、弁護士の見解も聞いております。

しかし、これも側聞するところですけども、いろいろな問題が派生せんうちに解決するのが一番私はベターだと思いますから、そういうものも含めて顧問弁護士とも十分時系列に今までの経過を説明した上で、早急な解決方法を探っていくべきだと、こういうふうに提言をしておきたいというふうに思います。

第三天山については以上で終わります。

海水浴場開きに関連しての質問をさせていただきます。

6月8日の全員協議会で、担当課より時系列的に説明を受けたところです。経済3団体の元気な白浜の発信、このチラシです。新聞折り込みについて、ことしも海開き直前のシャークネットの同意となりました。経済3団体から、当局・議会に対しても懇談会の要請がありました。議会側としては町当局に提言書を提出したところであり、漁業組合側としては、今回の同意は経済3団体の思いを理解したからであり、私たちのやるせなさを払拭したから

でないと言われております。漁業組合側としては、今回は議会・経済3団体の思いを理解したからであり、私たちのやるせなさを払拭したからではないと、こう断言をされているようでございます。

そこで、私は当局に対して、2回にわたって経済3団体がこのチラシの新聞折り込みをなされた。これには、それなりの思いがあつてのことだろうというふうに思います。

そこで、1点目は、経済3団体が2回にわたって新聞折り込みをされましたけれども、町長はお読みになられましたか。また、読まれたら、その感想についてお聞かせ願いたいと思います。

また、経済3団体の意思疎通を今後とも図られましたか。6月8日に定期的に協議していくというふうにおっしゃいましたが、今後懇談をしていく道筋はあるのでしょうか。1点目、その点について町長のお考えをお聞きします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

まず、経済団体からの新聞折り込みのことについてであります。もちろん私も早朝、朝刊とともに読ませていただきました。

感想についてのお尋ねですが、チラシに書かれてありますように、厳しい経済情勢のもと、関西から元気を発信するための経済活動を展開していくとの必要性など、私もその思いは感じるところでありますし、経済団体の皆様方のご努力に心から敬意を表しているところでございます。

経済3団体との意思疎通につきましては、これまでも海水浴場の開設に係ることについても協議させていただくとともに、これからは各団体の代表者と事務局も入れますと4者代表者会議を定期的に開催したいというふうに思っていますし、各課題についても協議してまいりたいと考えておりますし、できれば月に一度ぐらい時間も、皆さんお忙しい中ですので、昼休みでもお会いしてでもお願いしたいというところを考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議 長

14番 楠本君(登壇)

○14 番

私の感じるところは町長と若干違うんです。チラシの後半の部分なんです。ここに対して、町に対する漁業者の不信感が集積されているように私は思うんですよ。

そこは、もちろん町は一生懸命、担当課も含めて交渉をなされているというふうに思うんですけれども、また次の質問にも入りますけど、毎年毎年、同じ繰り返しでは、議会側としても本当に、執行権者は町にあるんですから、不規則な会議を何回もせんならんというようなことでは、町の執行権者に対して経済3団体もこの部分について、町長、胸襟を開いてもっと話しせんと、こういう思いが、私はここにあると思うんですよ。そこらも十分踏まえてお願いしたいというふうに思うんです。

次の質問に入ります。

全協でも説明しましたが、何がネックになっているんだという話です。漁業組合側は3つの条件、いわゆる課題について解決をはからん限り、これ、来年も同じような繰り返し

になるのではないかと、こういう危惧をしているところであります。こういう課題については、もちろん協定書については事業計画も何も決まっていませんから、難しい部分もあろうかと思うんですけども、課題についてどのように今後取り組まれていくのか、この点についてお伺いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

漁業関係者の皆様からの3つの課題につきましては、これまでも関係各課で協議を重ねながら関係者と交渉してまいりましたし、これからもその取り組みを継続し、できるだけ解決を図ってまいりたいと存じ上げているところでございます。

ただし、課題のすべてを一度に解決するという事は、交渉する相手もございまして、困難な部分もありますので、それらについてのご理解も賜りたく、お願い申し上げる次第でございます。

○議 長

14番 楠本君(登壇)

○14番

課題の3点については、もちろんいろいろのしがらみの中での部分もあると思いますよ、私のはっきりね。けども、町が環境の問題とか、それからいろいろ施策をしていく中においては、住民とか関係者の皆さんにご理解をいただく努力が私は必要やと思うんです。

もちろん、下水のつなぎ込みの問題もありますでしょうし、温泉の配水の問題もあるでしょうし、調停の中にはいろいろの話があるということも聞きますけど、私はそこらについても全協の中でも言いました。活性化委員会をないがしろにせんと、きちんと活性化委員会に漁業関係者の方々も入っていただきまして、そこらをやっぱり議論をしてもらいたい、これが町民の願いなんです。一日もごたごたせんような、そういう白浜町にしてもらいたい、こういうことを痛切に感じるところであります。

次の3つ目に入らせていただきます。

第1種漁業権者、いわゆる地先権について、同意なくして海水浴場としてできると、同意なくしてできると思われているのかということなんです。それには、当局は県、海上保安庁、県警にも相談に行ったと、こういうことが県の方々から、こういうことをご相談に来てるといことが、一般的に漏れ伝えてきたんです。そこが、漁業組合の関係者の方々の意見書の中に、私たちが耳にするのは、あたかも海開きが行われないことを望んでいるような発言、行動であると、こう書かれているんですね。町当局に対して不信感を持たれているのと違うかと、こういうことなんです。

この点について、当局の真摯な答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

海水浴場の許可と同意書のことについてのご質問でございますけれども、まず許可についてでございますが、海水浴場を開設し、サメネットなどの海上工作物を設置するときには届けや協議書に同意書を添付することを、県警本部や県港湾空港振興局と確認させていただ

たところでございます。

意見書のことにつきましては、海開きが行われないことを望んでいるなどのようなことは断じてございません。去る5月29日に、和歌山南漁業協同組合の組合長様を初め、理事の皆さんと協議させていただきました。今後も継続し、協議していくことになりましたので、できるだけ早く解決に向けて取り組んでいきたいと思っている次第でございます。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

一応、3点質問したので2次質問で、この間の6月8日の全協資料の、最後の5月29日に現段階で協定の締結は不可能であるが、今後は町と漁業組合側で協議を継続している。今、町長が言われたとおりなんです、それはネックは何ですかということをもっと聞きたいんです。私の推測するところによりますと、事業計画、予算等これからの事業計画をする上においては、やはり県のヒアリングもあるでしょうし、いろいろもろもろがあるから、そういう意味の協定書には締結には至らんと、こういうことなのか、この点についてお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

まず、協定書そのものに関しまして、これは顧問弁護士とも相談というのか、法的、法人格でないと協定書というのは効力を発しないということをもっとご指導いただきましたので、一支所ではなくして、それはもう南漁業組合の組合長さんにもお伝えし、お話ししたところですけども、だから南漁業組合という法人格とだったら、ひとつはそれは協定書を結んでいくことは法的には考えるという一点をお伝えしましたし、正直言いましてまだ国からのヒアリングも来ておりませんから、実態として具体的な設計も上がっていない中において、方向性がまだ定まらない中で協定書ということは今差し控えさせていただきたいと思っておりますので、そういうふうにも今後継続して協議していくということでお答えさせていただきました。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

今、町長から、法人格との協定の締結書でなかったら、1南和歌山漁業協同組合の意見書の中には3人の方の連署がありましたね。そこはできんということなんですか。湯崎支所とはあかんけども、南和歌山漁業組合とだったらできると、こういうことなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

おっしゃるとおりです。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

そういうことも含めて制度的なものもあるんだろうというふうにも思いますけれども、協

定についてはただいま町長から答弁がありましたけれども、意見書の中にも南和歌山組合長、さらには理事の方々の3人の署名がございます。そういうのをおいては、相手方の受け皿としたらひとつと違うかなと、このように思いますから、そこは今後、来年に課題を残さんように、早急な継続審議、継続協議をやってもらわないと、ことしも1月になってからでしょう、実際に動き出したのは。それでは私は遅いと思いますから、真摯にやっぱり相手方とも交渉してもらって、シャークネットが直前になることのないように提言をして、この質問は終わります。

○議 長

1つ目の行政課題についての質問は終わりました。

次に、2つ目の防災対策についての質問を許可いたします。

14番 楠本君（登壇）

○14 番

防災についての質問をいたします。

東日本大震災で想定以上の大津波が発生したのを受けまして、東海・東南海・南海の3連動の宝永地震1707年について、今新聞紙上でも各地の研究者たちが津波予測の見直し、さらには想定を越す津波の対策、検討に乗り出していることが報じられています。

宝永4年の大地震、津波については、町誌、さらには日置川災害史、椿温泉郷にも、富田地方においては百数十人の死者が出たと記録されて、津波警告板が日神社に掲示されまして、もとは草堂寺の横の飛鳥さんというお宮さんがあるんですけども、そこに保存されていたものを神社合祀令で日神社に移管しております。警告板には、「子々孫々まで見聞せしめ、後世に語り継ぐものとして」ということが記されております。日神社の正面の鳥居を、階段を上がってもらったら左側に立てておりますので、一度見てもらいたいというふうに思います。

東日本大震災が起きてから、想定外という言葉が繰り返し使われるようになりました。しかしながら、歴史は繰り返すと言いますけれども、平安時代の貞観地震、これは869年、貞観11年です。陸奥の国、今の三陸のほうですね。東北・太平洋を中心に巨大地震が発生して、多賀城、町長もご存じだと思いますけれども、そこで1,000人以上の人が溺死をしております。これは史書の日本3大議事録に記されておまして、これを私も新聞で読ませてもらいましたけれども、地質学者の岡村先生がこれを指摘しているところでもあります。

当町においても、既に防災計画の見直しに入っていると思われまますが、以下何点かについてお伺いしたいと思います。

先日も、椿地区において自主防災組織を立ち上げました。6月5日に防災訓練を実施したところでもありますけれども、これは最近の東北の大地震からもあって、かなり区民の反響があったように聞いております。そういう分ではやっぱり逃げる場所についての意識の高揚にもなったというふうに思います。

そういうことから、以下何点か、意見提起、さらに質問をしたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

1つは、現時点に対する防災計画の見直しについては今着手されているのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震は3カ月を経過したにもかかわらず、遅々として復旧、復興が進まない現状であります。復旧、復興にさまざまな障害があることも事実ですし、早急にその障害を解決し、新しいまちづくりの計画が策定できることを願っておる次第でございます。

私も5月に、先ほどおっしゃってくれましたように、大船渡市へ行かせていただきまして、市長さんからもいろいろお話を聞きました。本当にテレビや新聞で見るとは違ひまして、現場のライブな状況というのは非常にたくさんの防災に対する教訓がございました。とにかく一番市長さんの言葉の中でも、より高く、より遠くへ逃げる、このことがまず第一だということをお聞きしているところでございまして、そのことも踏まえて今後の防災に生かしていきたいと思ひますし、また、今議員がおっしゃっていましたように、多賀城のことにしましても、現在、名取市、仙台の南でございすけども、まさか空港まで来るとはだれも思っっていなかったという、まさかが非常に今回の災害をより大きなものにしていったというご意見もいただきましたので、防災の見直しの点でございすけども、そもそもの市町村の防災計画というのは中央防災会議が発表した被害想定に基づき樹立されていますので、現段階では国及び県から新たな発表がありませんので、町防災計画の被害想定見直しには至っておりません。被害想定が見直しされ、発表された後には白浜町ハザードマップが見直しされ、同時に白浜町防災計画書の地震被害想定と減災計画中の想定条件、想定される被害の概要、減災の目標も見直されることになると考えているところでございすし、当然、地域の初期避難場所、町が指定する避難場所の再検討も必要かと考えているところでございす。

震災後、白浜町では、町内の水閘門の操作の確認、設備劣化状況等の総点検と、備蓄品の保管状況把握を実施したところでございすし、また、6月13日からは、津波被害が及ぶと予想されている地域と沿岸地域を対象に実施している防災地域懇談会を開催し、地域の課題や初期避難場所の再点検などを協議していくところでございす。

また、その協議では、白浜町避難津波避難ワークショップという、応用地質株式会社、つくば市にあります地震研究所の会社でございすけれども、その職員にも来ていただいて、いろんなあり方を提言していただくということでございすので、即ちハザードマップの見直しということは図っておりませんけども、防災地域懇談会を踏まえまして今後の町の防災計画のあり方を研究してまいりたいと思ひますし、また先般、椿地区で行われた自主防災のお話もお聞きしましたけど、本当に地域地域の自主防災が大切になっていくということは懇話会でもおっしゃられる言葉でございまして、私、先日は瀬戸に行かせていただきまして、とにかく自分のことは自分らでやろうよというお話をいただきまして、そこをどうやって行政がバックアップ体制をとれるのかということが一番大事であり、課題になってくるのではないかと感じたところでございすので、またご提言いただきまして、今後の町の防災行政に反映させていきたいと思ひています。どうか、皆様方からご意見をいただきまして、力を合わせて、30年内に来ると言われている東南海・南海に対しての備えを、本当に備えあれば憂いなしという言葉もございすので、進んでまいりたいと思ひますので、どうかよろしくご指導をお願いします。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

今、町長から当局の答弁を聞いたんですけれども、これ、各戸に配っているんですよ。それで、19年12月に白浜町地域防災計画、この中に県のハザードマップも載っております。これなんです。これ、読ませてもらいましたけれども、現実とは大分かけ離れてるなど。

それで、町長、今の答弁の中で、東南海・南海地震だけ考えておいたらあかんです。私は、宝永4年の津波警告板を生かしてもらいたいと思うんです。その当時は、昔の名前で言うたら、富田、溝端、伊勢谷、中、栄、高井、才野、あそこの富田平野がもう全滅だったんです。そういうことを考えれば、東南海・南海地震の2つだけじゃなくて、私は3連動の想定をしていかなんたらやはり津波警告板が生きてこないのと違うかなと、こういうふうに思います。

町長、6月10日のNHKの「想定外を生きのびるために」、このテレビを見られた方がかなり町民の中にもおると思うんです。その中で、県知事も自治体と現実的な協議をしているということもおっしゃっていました。しかし、ハザードマップの見直しには時間がかかる。絶対的なものではないんやと、ハザードマップもね。

また、受け身でなく、やはり、今町長の言った自主的であってほしいということも言われております。いわゆる、自助・公助・共助と言われておりますけれども、町民の意識高揚を図るには、私は繰り返しの訓練が必要ではないかと、こういうふうに思うところであります。

自主防災の立ち上げは私は絶対に必要やというふうに思いますし、ハード面の強化も、これはまた行政として当然だと思うんですけれども、ソフト面にもやっぱり力を入れていかなんたら今後あかんと違うんかと、そういうようなことから、白浜町内で自主防災組織を立ち上げてるところが大分あるというふうに聞いていますけれども、何件くらい、地域で教えていただきたいというふうに思います。

それで、今町長も、私も関心を持って、きのうだったかな、初期避難場所再検討、地方新聞に載っています。この中では、13日から懇談会を開いて、関係者の責任者の方々12名ほど寄ってという話があります。初期避難場所というのは、1つは住民不安の解消にやっぱりつながる。県は、ハザードマップは遅れていると言うてるんですよ。そんなに早くできんとこれは言われていると思うんですけれども、ハザードマップを作成するということは、それなりの防災計画上、災害法に基づくいろいろな制約があるんだろうと思いますけれども、やっぱり県の津波ハザードマップは、その当時はこんな想定外の地震が起きると思ってなかったと思うんですよ。そういう意味においては、宝永4年の大地震、これには日置の災害史にも、私ちょっとこの間せつかくもらいましたから、ごつい本です、読ませてもらいましたけど、地震の、紀伊水道で起きるか、東南海の新宮沖の分も、19年のありますけど、やっぱりそういう部分では3連動という部分を考えていかなんたら絶対あかんと違うかなと。そういう意味の津波警告板であると、子々孫々までこれを伝えていけとしていますので、そこらも踏まえて、県の防災計画ができなんたらできんという消極的なものじゃなしに、白浜町として独自にどうあるべきかということも考えていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

おっしゃるとおりでございまして、私も東北へ行かせていただいたときに一番感じたことが、とにかく多く被害に遭われた方のご意見は、まさかここまで来ないという言葉が一番印象的でして、だからここまでというふうに安全地帯みたいな言い方をしてしまうと、ここからもう大丈夫みたいな気持ちで皆さん被害に遭われたというお話もお聞きしますので、とにかく先般の懇談会でもそうです。やっぱり、避難をより高く、より高く、どこまでも逃げていける状況をつくるのがまず、マップ云々よりもそれが一番大事ではないかと思ひますし、地震研究所の方もおっしゃっていましたが、先生がそう言う東南・南海だけではないかもわかりませんが、南海を仮定した場合には発生して20分ですと言われてはいますが、でも最初の5分は動けませんよと。どうしても地震が来ているときというのは動けません。だから、残り15分、10分の中でのどういうふうな行動をとるかということが大事になってくると思ひますので、おっしゃるとおりハード面も大事ですが、やっぱりソフト面でもとにかく逃げられるということをしていきたいし、また懇談会ではすぐに連絡をとれるようにという話もいただいたんですけども、東北でのお話の中でも、すべてのライフラインは遮断されてしまうと。とにかく、もう携帯もつながらなくなるし、家の電話も途絶えてしまうという状況も想定して、とにかくまず起こったら逃げるといふ、そのことを第一にしてほしいというふうなお話を大船渡の市長さんからもお聞きしましたので、まずその辺のソフトの面に対しても考えていきたいと思ひますし、また、自主防災の組織のあり方は担当課の方から、ちょっと私、数字を把握しておりませんので、担当から答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

白浜町全体の防災、自主防災の組織ですけれども、自治連町内会ごとによりましてつくっております。町内自治連絡協議会で67の自治会がございまして。その中で、白浜地区につきましては30地区、日置川地区につきましては23地区の自主防災組織が設置等をされております。

特に、議員からありましたように、津波のハザードマップにつきましては、1つの見解ということでありまして、あくまでも、今までの発生した地震の最大であるデータをもとに予測をしているものであります。決して、議員がおっしゃられますように、100%安全であるという確率につきましては、今回の地震により、先ほども議員が言いましたように、想定でないというところがかなり出てきております。

特に安全の確保につきましては、町長も言いましたように、より安全確保のためには自助・共助、やはり自分の命は自分で守る。

また、自主防災組織の中で日ごろ、今よりもより安全な避難場所をどうするのかという会話を地域でしていただくということが今一番重要なことだと思っております。

ただ、そういう取り組みの1つとして、行政は今回、地区防災懇談会でそういうことも含めて、今後防災マップの作成に生かしていきたいというふうに考えております。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

時間も押し迫っていますので、次の質問に入らせていただきます。

テレビ、報道等々でも、被災者の声を生で聞いたときに、もちろん、今、総務課長から言われたように、ライフラインはもとより、やっぱり訓練の大切さ、それと命の水の確保が大切と私は感じました。上下水道課においては、現在、平草原公園の配水池を整備しておりますけれども、すべての配水池を耐震化工事するには基準に達していないというふうに思います。そうした中で、やはり井戸水の利用も考えていくべきではないかと。

また、当町においては、簡易な給水車を含めて5台あると聞きますが、やはり夏の簡易水道の渇水対策にも必要でありますし、なお一層の充実などというふうに経費のかかることであると思っておりますけれども、夏の簡易水道の渇水対策に役立てるためにも、町単独の給水車というのが無理であれば田辺広域の中でも考えていくべき問題ではないだろうかというふうに思いますので、担当課から簡略に説明していただきたいと思っております。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

ただいま、配水池の耐震化と緊急時の井戸水の利用についてご質問をいただきました。

現在、町内には簡易水道も含めて配水池は25カ所ございます。このうち耐震化施設は、オレンジランド配水池と現在工事中の平草原配水池の2カ所であります。

また、この2カ所の配水池に加えまして、大浦、椿第2、日置第2の3カ所の配水池に、応急給水拠点としての役割を担う緊急遮断弁を設置しております。緊急時には、この5カ所の配水池で約1万5,000立米の水を確保できると考えております。これは、応急給水の設定水量といたしまして、全町民の約2週間分の水を確保することになります。

また、災害緊急時の飲料水を確保する目的で、河川や池、プールの水をそのまま原水として利用できる緊急用飲料水製造装置を1台配置しております。これは軽量でございまして、軽トラックにでも載せられ、運搬できます。これの能力は1日最大46立米でございます。

一方、井戸水につきましては、県が実施主体となり、災害時飲料水確保調査事業として、町内4カ所の井戸水の水質検査を実施し、その結果は水道法に基づく水質基準内であったと聞き及んでいるところです。

議員ご指摘のとおり、緊急時の井戸水利用は、命の水の確保の観点から非常に重要な方法であると考えており、町といたしましても今後、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

簡易水道の渇水対策につきましては、水源を谷水に頼らざるを得ない箇所では過去に水量が不足し、緊急的に浄水池に水を補給したこともございます。その後は取水施設等の点検・整備により水の供給は安定したものとなっておりますが、今後も安定した水の供給ができるよう維持管理に努めてまいります。

次に、給水車についてですが、当町には給水車はなく、かわりに5基の給水タンクを配備しております。これはあくまでも小規模な漏水等による限定された地域の断水に対応するものでありまして、このたびの東日本大震災規模では、到底すべて対応できるものとは考えておりません。

今回の東日本大震災の被災地の応急給水に当町も参加してきたところですが、当町と人口規模がほぼ同じ陸前高田市には1日最大29台の給水車が参集したという記録もございます。

同じように、被災地団体以外の支援によるところが非常に大きなウエートを占めると認識しているところでございます。

以上です。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

時間も押し迫っておりますので、あと、広域で何とか考えるような方向をご検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

3月11日の巨大地震・津波で、県内町村沿岸部で避難勧告・避難指示が発表されました。その他の市町村は世帯数が明示されておりましたが、当町は世帯数の明示がない。なぜできんのかと、こういう町民よりの指摘がございました。これについてどのような見解がされているのか、お聞きいたします。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

3月11、12日にかけて、避難状況、被害状況につきまして中核的な避難場所であるところの状況を集めまして、県防災課のほうに所定の書式で情報を収集し、送信をしたところであります。そして、それを受けまして県がマスコミに表示したということで、今後、避難が長期化した場合につきましては、地区ごと、そういうことについて区画する必要があるというふうにも考えますので、地区別のそういう状況を収集時にできるような項目を今後設けたいというふうに考えます。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

今、総務課長からお答えいただきました。町民の方は、やっぱりマスメディアの中のテレビをずっと見られていますので、その点も踏まえて、今後ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

福島第一原子力発電所は津波によって非常用のディーゼル電源が正常に作動せず、電源が喪失して1号機のメルトダウン、いわゆる炉心溶融が引き金となりました。6月9日付の地方紙に、「原発誘致で揺れた町」とのタイトルで、旧日置川町の歴史的経過について、今議長であられる西尾さんから談話形式で掲載されております。我が白浜町においても、原発の候補地として旧日置川町では町を二分する論争が起こったことは紛れもない事実であります。

完全神話が崩れた以上、国の原子力政策が根本から見直しを迫られております。我が白浜町には、日置の地域に電力会社が事務所を構えております。中間処理施設も含め、うわさは完全に消滅していないのが実情であります。以前、関西電力は、施設見学の名のもとに、団体を通じて会社の添乗員つきで施設見学をずっと行ってきた。これは紛れもない事実であります。企業として、電力会社は施設見学をするというのは当然であろうと、営業活動をするのは当然であろうと。

しかし、町民の中にはいろいろな考え方や意見があります。そういう意味で、私は今回、白浜町だけの問題でなしに、30キロ圏というような話がありますから、そういう意味においては白浜町だけの問題ではない、私はそういうふうに広域で考えるべきであると。町長も田辺周辺広域市町村圏組合にご参加されておりますけれども、その部分についても、こういう部分はやはり白浜町の立場を明確にしていく必要はないだろうか、というふうに思っています。

しかし、エネルギー政策はエコエネルギー、または節電政策、現実に賄えるか。工業にしても、日本の経済産業に与える影響は甚大であります。さりとて原発推進はハードルが高過ぎる、私はこういうふうに思います。町長は、現時点で候補地を抱えている白浜町として基本的にどう考えているのか、ご所見を賜りたい。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員からは、福島第一原子力発電所における原発事故を受けての、原発候補地を抱えている当町の基本的な考え方というふうなご質問かと思いますが、本当に福島県の皆様方に対しては何とも言えぬ気持ちでございますし、一日も早く復興されることを望むところでございます。

本町におけます原発に対する長い経緯経過、私も認識しているところでございまして、歴史的経緯等を踏まえて、単に白浜町だけの問題でもございませぬので、また広域の中でも十分に論議していかなければならないことではあるとは思いますが、今現在につきまして、その課題が直近には上がっておりませぬけれども、今後十分に検討を重ねて考えていきたいと思っております。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

この部分については、推進か、反対か、現状、国の政策を見守るというんか、私はそういう論議はこの場ではしたくございませぬ。私は私なりの考えを持っていますけれども、やはりいろいろな状況を把握する上において、私もさらに勉強していかなければならないと、というふうに思います。

その点で、関電が電力不足を解消するために、15%の節電計画を発表しました。きょうの新聞では、病院とか鉄道関係、そういうものは除外するというようなことも載っていましたが、ここらについて白浜町として、やはり観光経済に対する影響も多大であると思えますし、町民に対してどのような指導をされていくのか、その点についてお伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今回の関西電力からの15%の節電の依頼につきましては、去る6月10日に本庁舎や出先機関におけます役場関連の施設における約15%の節電の協力依頼を受けたところでございます。期日としましては、本年度、平成23年7月1日から9月22日までの期間でお願いをするという内容であります。ただ、期間中、8月12日から8月16日につきましては、

通常どおりの通電をしていただけるということでございます。

なお、時間帯につきましては、平日の9時から20時までで、特に13時から16時に重点的な節電をお願いしたいということであります。

役場におきましては、6月1日に各課に既に施設全体をするように指示をしているところであり、関西電力からの協力を受けまして、再度、各課に節電を努めるよう通知をしたところでございます。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

時間の関係もありますし、やはり節電については、我々今までの中で経験していないようなことが起こり得る可能性もありますし、我々はそういう分についてはある意味では協力していかなんだら、原発にしてもエコにしても、なかなか今の段階ではすべてが解消できる問題ではございませんから、そういう意味においてはやはり町民も積極的な協力をしていかなあかんかなと。

しかしながら、大阪の橋下知事のように、こういう考え方の人もおられますし、また病院や鉄道関係、ここらはもうちょっとトーンダウンしてきましたね、会社は。そこらも踏まえて、まだまだ紆余曲折があるかと思えますけれども、この項については終わります。

最後の質問になるんですけれども、今回の大震災で、今一番、エネルギーとか環境問題が私は大切だと思えました。福島原発事故で、エネルギー・環境問題に対する考え方が多様化してきております。先ほども申しました。将来、エネルギー政策や環境と共存する社会づくりを考える上で、科学的な判断が求められております。

そのような中で、教育現場、教師・生徒にどのような配慮が必要なのか、基礎・基本を学ぶ勉強会は新聞紙上では既に行われていると聞きます。例えばエネルギーだったら、火力発電にも原子力発電にも、その他の自然再生可能エネルギーについても、メリット・デメリットがございまして。放射線イコール原子力ではないということも、放射線は自然界にも存在しておりますし、レントゲンや医療、工業にも有効に利用されているということも教えていくべきであるというふうにも思えますし、やはり風評被害がないような社会づくりにしていかなければならないと思えますので、当局のご所見があれば承りたいと思えます。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

公正中立であるという教育の立場からしましたら、今の楠本議員さんのご指摘はとても大切なことだと受けとめております。

幸いにして教科書ではそのことは適切に扱われておまして、小学校の社会・理科、中学校の社会・理科でエネルギー問題が内容として扱われております。特に中学校の理科・社会におきましては、今後のエネルギー問題を考えるということからも考察されておまして、今のご指摘のとおり、完璧なエネルギーというのはございませんので、エネルギーのそれぞれの長所・短所を考察する中でエネルギー問題を考えると、そういう内容になっております。

特に、今ご指摘の原子力につきましては、長所は地球温暖化の元凶である二酸化炭素をほとんど発生しない、これが1つです。2つ目は、ウランを安定的に得られて、非常に安価に

発電ができると。その他の放射線は医療等にも幅広く活用されていると、こういうことを長所として上げられております。

一方、短所が放射線、非常に管理が厳重にしなきゃならない。廃棄物の処理については、今、十分な活用策がまだ見出せていないこと。そして、人体に影響を与えることから、地域住民の理解を得ることが不可欠であると。情報を最大にオープンにすると、そういうことが原子力の場合の課題として上げられております。

いずれにしても、一方だけ、長所だけあるいは短所だけを誇張するのではなくて、両方正に判断をして、今後のエネルギー問題を考えさせると、そういうふうな学習がこれからも大切だと思っております。

○議 長

14番 楠本君（登壇）

○14 番

最後になります。エネルギー政策、また福島原発に関しては、新聞紙上でも、菅政権の対応、さらには内部告発等、今までの安全神話が崩れているというような状況もあります。

そういう意味においては、貞観地震を想定していなかったと、常にこれを指摘している学者もおったと、こういうようなことをございますから、そういうのも含めて、やはり歴史は繰り返すと言われます。そういう意味においては、今後エネルギー政策を考えていく上においても、やはり我々が子々孫々とこれを伝えていくことが一番大事ではなかるうかというふうに思いますし、何度も言います、津波警告板を有効活用して、教材にでも使っていただければ幸いに存じます。

以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議 長

以上をもって楠本君の一般質問を終わりました。

続いて、通告順2番、12番 長野君の一般質問を許可いたします。

長野君の質問は総括形式であります。

質問につきましては公共交通についてでございます。

12番 長野君（登壇）

○12 番

それでは、議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。既に質問につきましては通告をしておりますので、その内容に従いまして質問をいたします。

我が白浜町では、高齢化が急速に進むと同時に、何らかの障害を有する町民の方も増加しております。また、個人商店の相次ぐ廃業、商店街の衰退、医療機関の郊外移転等の状況が生じる一方で、バスや鉄道の撤退やサービス縮小が相次いでおり、いわゆる買い物難民や通院等の手段に困る人がふえてきております。このような問題は中山間地域のみならず、都市の新興住宅でも起こり始めています。過疎化と高齢化が進む中、交通弱者と言われる方々にとって、公共交通の整備、充実は急務でございます。しかしながら、バス事業者は採算の観点から、新路線開発などの積極的なサービス展開を躊躇しがちであり、また行政は財政負担増への懸念や、ノウハウ不足の問題を抱えています。

したがって、問題解決のためには、地域住民の皆様にも多様な参画を求めることで、地域住民の皆さん、交通業者、行政が地域の公共交通体系をともに考え、つくり、維持し、より

よいシステムへと育てていくような状況を早急につくっていかなければならないと思うのであります。

そうした思いの中で、私は公共交通の充実について、昨年4月に和歌山大学の地域が抱える課題の解決を図る研究事業、地域の悩みを解決します、その事案の募集に応募させていただき、採択され、この1年間国立法人和歌山大学、「民産官学連携による地域公共交通の効率的構築・維持に向けた実践的活動と地域貢献機能の充実に向けたプロジェクトチーム」の皆さんとともに、住民のニーズを的確にとらえた地域の新しい生活の足、公共交通の充実について取り組んでまいりました。

そこで質問をさせていただきます。地域の新しい生活の足、公共交通の活性化、白浜町の生活交通ネットワーク策定についてお伺いをしたいと思います。

人々の日常生活において、家の外に出て活動を行うための移動はつきものであります。その手段の1つとして、鉄道、バス、旅客船などの公共交通機関があるが、現在大幅に減少しています。その結果、特に地方では交通事業者が不採算路線から撤退することにより、公共交通機関が全く存在しない、交通空白地帯が出現しています。そして、便数の減少など、交通サービス低下によるさらなる利用者の減少や、路線の廃止というような負の連鎖をもたらしています。そのような地域では、マイカーの移動に頼らざるを得ないのが現実であろうかと考えます。

その一方で、我が国では急速に高齢化が進展しております。我が町、白浜もそうであります。高齢者の中には、代替の公共機関がないため、身体的な限界があるにもかかわらず、運転を続ける結果、交通事故に遭うケースも増加しているのが現実であります。公共交通の確保は、日常生活に密接で本当に切実な課題であると考えます。地域住民の足を確保するため、また、地域を活性化、再生するためには、地域公共交通を確保することが早急に求められていると思うわけであります。現在の地域公共交通の現状であります。マイカーの普及などにより日常生活における自家用車への依存が高まっており、長期的に公共交通の利用者が減少方向にあると思えます。

その一方で、今後の社会環境の変化等に適切に対応していくためには、地域公共交通の活性化、再生が必要不可欠であると思えます。我が白浜町も急速な高齢化が進んでおり、65歳以上の人口比率は、2020年には約41%、2030年には約45%を超えると言われております。全国的に運転免許の返納を考えたことのある高齢運転者のうち、約5割の人が公共交通がないため、運転免許を返納できないと考えていると聞いております。今後、急速な高齢化の進展により、自家用乗用車を運転できない人が増加するものと考えられるが、公共交通は高齢者の安全・安心な移動手段としても重要な役割を果たすと思えます。

また、高齢者の皆さんが、移動手段がないことを理由に家の中に閉じこもり、外出しない状況になると、健康問題が生じ、医療や社会福祉の費用増大の可能性も生じてきます。今後、急速に進む高齢化を考えると、住民の自立した日常生活や社会生活を確保する上で、公共交通の存在は極めて重要であると思えます。

これまでの地域公共交通は、すべての機能を乗り合いバス輸送に負わせる形で成立させてきたと思うのであります。すなわち、戸数の少ない末端の集落までもバスを通すことが住民の皆さんの要望であり、自治体の責務と信じられてきたのではないのでしょうか。しかし、バスはあくまである程度まとまった需要をカバーしてこそ、機能を発揮するのではないでしょ

うか。ところが、現実には、その限界を超えた小規模需要しかない地域も少なくないと思うのであります。その場合、必ずしもバスという形態にこだわらず、適材適所の交通手段を選択することも視野に入れるべきであろうかと思えます。

今後、営業バスを運転できる大型二種免許保有者が減少すると思われる中で、すべてをバスでカバーしようとする、幹線輸送や本来バスが担わなければならない部分がマンパワーの問題で確保できなくなるおそれがあると考えます。

こうした小規模需要への対応については、通常バスよりも小規模なシステムのメニューの中から、その地域の実情に合ったものを選択することが望ましいのではないのでしょうか。コミュニティーバスに準じた小型バスベースのシステム、乗り合いタクシー、自家用車をベースにした有償運送などがメニューとして考えられ、これらの運用方法の中身、需要に応じて運行するデマンドシステムが選択肢として存在します。現在、最も注目されている手法がありますが、これはシステムそのものが救世主ではなく、地域に適した仕組みをつくり上げてこそメリットを発揮できるということでもあります。かかるコストや規模などが地域の身の丈に合ったシステムでなければ続かないということを忘れてはならないと思う次第であります。

地域に存在するさまざまな移動モード、スクールバス・通院福祉バス・各種送迎バスなどの人の移動に提供されるサービスのほか、宅配便、移動販売車、郵便通送などとの統合、リンクの可能性も検討できることを指摘しておきたいと思えます。

そこで、地域公共交通にとって本当に大切なことは、地域のニーズに合った交通サービスを適切に提供することと、それを持続させることとあります。これを踏まえた上で、持続できる地域公共交通への方向性を考えると、地域沿線の参加を促し、事業者と行政、住民がみんなでつくり育て、維持していくことが望ましいのではないのでしょうか。すなわち、本当に必要な地域交通であるならば、その持続に向けての責任を、行政と事業者と、沿線住民を中心とする地域が協働しつつ分担するという考え方であります。

事業者はプロとしてのノウハウを十分に発揮して、安全・確実な運行に責任を果たすとともに、新たな需要開拓と利用促進にも努力の余地があると考えます。行政は公共交通を地域の政策の中に位置づけ、社会的な必要性のもとで、バスサービスが十分に機能するような環境づくりに責任を持ち、その維持については赤字補てんから、社会的投資への考え方の転換のもと、住民生活のために効果的に財政負担するとともに、地域交通形成のコーディネーターとしての地域と協働しつつ、汗をかく意思が求められています。そのためには行政側の人づくりも重要となってきます。

また、住民は単に事業者や行政への要望の段階から、地域公共交通を自分自身の問題として、参加するという意識改革が望まれます。こうして事業者、行政と地域・住民が責任分担することにより、100%行政負担する場合に起こりやすい公平性の問題や、新たな地域への展開についても整理・理由づけがしやすくなると思うのであります。住民のかかわり方には、地域の事情や合意の仕方によって、単純にお金を出す方法だけではなく、バス停の設置や維持、利用促進の支援、沿線企業等の協賛などさまざまな選択肢があり、かかわる主体も自治会を初め、商工会やNPOなど、幅広く考えられます。

ただし、みずから参加することには、まだ多くの地域住民の皆さんは、なれていません。行政は、きっかけづくりの役割を果たすことが望まれています。こうしてそれぞれが当事者

意識を持って地域の交通は地域で考え、みずから行動する時代であろうかと思います。特に重要なのは、地域の公共交通の現状に関する情報、そして財政状況、また、それを踏まえた明確な方針、目標のもとで、みんなで地域の交通をどうしていくのか、地域の皆さんが、総力を挙げて戦略的に取り組むことが、本当に大切なことではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

我が白浜町では、現状の交通システムを維持している年間のコストはどのぐらいかかっているのか。また、協働による白浜町的生活交通の方針の策定について、今後具体的にどのようなプランを考えているのか、町長のお考えをお伺いしまして、私の質問といたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

長野議員のご質問に対してお答えさせていただきます。いつものことながらでございますけども、非常に論理的なご質問をいただきまして、まことにありがとうございます。

早速でございますが、公共交通の充実につきましては、これまでも議員各位より再三にわたりご質問並びにご意見をいただいているところでございます。過疎化と高齢化が進む中、交通弱者と言われていらっしゃる方々にとって、公共交通機関の充実については十分認識しているところでございます。私といたしましても、選挙公約に4年間で交通網の充実を図ると掲げており、今年度は、住民の皆様のニーズを的確に把握する中で、町的生活交通の指針となる計画の策定をする予定としてございます。

この取り組みに当たり、和歌山大学の「民産官学連携による地域公共交通の効率的構築・維持に向けた実践的活動と地域貢献機能の充実に向けたプロジェクトチーム」のご協力をいただいております。この間、長野議員におかれましては、このプロジェクトチームに公募、参画いただき、思いを共有いただいておりますことに対しまして、心から感謝と敬意を申し上げますとともに、今後さらなるご協力とご指導をお願いするものでございます。

まず、第1点目の白浜町における各種生活交通維持等にかかる年間コストについてでございますが、白浜町一般会計、特別会計、その他関連するものを含め、今年度の主な予算額として、生活路線バスの町単独補助路線7系統への補助、タクシー日置営業所運行业務への助成、65歳以上の高齢者への半額助成、川添診療所患者送迎委託料、スクールバス運行費、また、白浜はまゆう病院負担ですが、はまゆう病院と西富田クリニック間の運行委託等、年間約4,000万円強のコストがかかっております。

2点目の生活交通の方針策定、今後の具体的なプランにつきましては、今年度より総務課に担当職員を配置し、和歌山大学や交通事業者、社会福祉協議会、各種団体、地域住民の皆様方にもご協力をいただきまして、本町における公共交通のあり方及び生活交通諸問題に対応した方針を策定するため、白浜町生活交通ネットワーク計画策定委員会を設置する予定でございます。

その委員会には、町内を3つの地域、白浜地域・富田地域・日置川地域に分け、その地域における生活交通のあり方等に関し、必要な調査及び協議等を行うための地域部会を設け、それぞれの地域の特性に合った指針を盛り込んだ全体計画にしていきたいと思いますと考えています。

ころでございます。

あわせて、本町が実施している各種生活交通に関する施策の調査、現状分析及び検討を行うための、課の領域を超えた庁内部会を設置し、委員会と連携を図ってまいることとさせていただきます。

次に、委員会のスケジュールといたしましては、まずは、情報共有と現状把握を行うとともに、それぞれの地域での課題抽出とニーズを分析し、諸課題解決の方向性を示してまいりたいと考えてございます。その後、基本理念や目標を定め、目標達成に向け、基本方針を取りまとめる予定でございます。

急速に進む高齢化社会を迎え、議員がおっしゃられました適材適所の交通手段の確保についても、十分検討しなくてはならない時代を迎えていると考えているところでございます。そこで必要となりますのは、生活交通はただつくるだけではなく、利用しやすいもので、持続できなければ、その機能を果たせないということでございます。限られた財源を有効かつ効果的に使い、行政と交通事業者、住民の皆様方、それぞれが当事者となり、みんなで知恵を出し、育てていくという発想も、ほかの成功事例から見ますと、これからは大変大切になってくるものと考えているところでございます。

したがって、今年度設置の予定でございます白浜町生活交通ネットワーク計画策定委員会は、町民との協働による計画づくりであることを十分念頭に置きまして、地域の実情やご意見を十分吟味し、まずは、より望ましい生活交通のあり方について議論してまいりたいと考えてございます。

さらに、計画策定後には、この計画を1つの指針として、白浜町の地域特性に合った、だれもが移動しやすい、実効性のある生活交通体系の構築を目指し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議 長

再質問があれば許可いたします。

12番 長野君（登壇）

○12 番

町民の皆さん、地域の皆さん、交通事業者並びに行政が一体となり、英知を結集し、地域の特性に合った実効性のある交通システムを構築し、町民の皆さん、だれもが移動しやすい町、我が白浜町となるよう希望いたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

12番 長野君の質問を終わります。

それでは、休憩いたします。

（休憩 11時46分 再開 13時00分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

13番 正木司良君の一般質問を許可いたします。

正木司良君の質問は総括形式であります。

○13 番

13番 正木司良でございます。ただいまから一般質問を行わせていただきます。

先ほど議員控え室でも話をさせていただいたんですけども、一昨日、瀬戸部の役員改選が行われ、前任者のご引退にかわりまして新しい部長が就任をいたしました。新しい部長は、前任の部長もそうですが、町が現在、今から取り組もうとされております番所山の整備計画に大きな期待と意欲を持っております。この整備計画につきましては、私は10年前から訴えてまいりました。とりわけ、文化ゾーンの推進を提言いたしてまいりました。町長もいつかの会合で文化ゾーンの充実に意欲を持っていると、そのようなお言葉を聞いたところでございます。

我が白浜は、熊野文化を土壌にしまして、豊富な文化財があります。そしてまた、白浜をこよなく愛された多くの文化人がおられます。午前中、楠本議員もおっしゃられましたが、画家では駒井虚峰先生、そしてまた後段でも述べさせていただきますが、鍋井克之、原勝四郎画伯、また文人では、私ここでも紹介をさせていただいておりますが、中村憲吉、山口誓子、斎藤茂吉、北原白秋、萩原朔太郎、梶井基次郎、多くの文化人が白浜を愛されました。そして、その作品が今も残っております。どうか、この番所の山の文化ゾーンの整備の中に、そうしたいろんな次元の高い、そしてまた明治、大正の豊かな古きよき世代のロマンが感じられる、そんな文化ゾーンの展示施設をよろしく願いをいたしたい、そのように思います。

それでは、ただいまから一般質問に移らせていただきます。

毎年のことですが、ことしも3月と4月、母校の白浜第一小学校と白浜中学校の卒業式と入学式に参列をさせていただきました。小学校では、子どもたちがはち切れるような元気な声で国歌を斉唱していました。しかし、中学校では、生徒たちの斉唱の声がまばらのように思いました。中学生になると何かの理由で君が代を歌うことに抵抗を感じるかな、そんな率直な思いがしたわけであります。また、教職員の方々は、大阪府の学校と違いまして、各校とも整然と起立をされ、厳粛としたムードの中で式典が行われていました。

しかし、いつも思うのですが、校歌の伴奏は、子どもたちのピアノの伴奏でございます。国歌の場合は、少し雑音が入ったようなカセットテープのように思いましたが、そのあたりの教育現場の実情についてお伺いをいたしたい。

国歌の斉唱や国旗の掲揚は、国と郷土を愛する国民として私は当然の義務である、次代を担う子どもたちにそれを指導していくことは教育者としての責務だと確信をしているわけですが、町長、教育長は、国歌の斉唱や国旗の掲揚についてどのように認識をされているのか。また、教育の場で、国旗や国歌に敬意を払う当たり前の認識をどのように指導されているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

防災対策でございます。

65年前の南海大震災を体験いたしました私は、その規模をはるかに超える東日本大震災の悲惨な災害を本当に悲しく、深刻に受けとめております。そしてまた、福島原発の損傷によりまして、原発の安全神話もろくも崩れ去った。その厳しい現実、今、世界の人たちに大きな不安感を与えているところでございます。また、テレビで放映される生々しい現場を前に、いつも私は両手を合わせて、犠牲になられた2万3,000人を超える多くの方々のご冥福をお祈りしているところであります。

とりわけ、幼い子どもたちの犠牲には胸が締めつけられます。先生や保母さんのとっさの機転で、小学生や園児の全員が無事に避難できたといううれしいケースもありますが、反面、きのうもおとついてもテレビで問題提起をされておりましたが、低学年の子どもたちがスクールバスに乗ったまま濁流にのまれたり、全校児童の7割に当たる74人の子どもたちが学校からの避難がおくれて溺死するという悲惨な事件もありました。

この宮城県の学校の場合、子どもたちは校庭でおよそ40分間も待たされた。避難場所をどこにするか、どこにするかということで、先生方が話し合っただけで結論が出なかった。それが当局の適切な措置であったとは、私は到底思えない。いたいけな小さな、何よりも尊い大切な命を守ることができなかった。無責任で頼りのない教職員の行動に、激しい怒りを覚えるのであります。

昭和21年12月21日の午前4時ごろ、私が住む民家三、四十軒の小さな集落があつという間に濁流にのまれました。激震に目覚めた私は家族とともに近くの瑜伽神社様の境内に逃れ、危うく助かったが、逃げおくれた幼い子どもや若いお母さん、それにお年寄りなど、14人の地域の方が犠牲になられた。私は、この前も何度か申し上げましたが、今もあの衝撃的な光景を忘れてはいない。冷たい水の中に沈んでいった3つの坊やの白い素足、しっかりと握っていた兄との手が離れて、お兄ちゃん待ってという泣き声を残して、暗やみの濁流に消えていった小学2年の男の子、そのときの話をすると同級生の兄の悲痛な言葉が、当時小学6年生であった私の心に今も鮮明に残っています。

南海道大震災のときの津波は、田辺湾内の入江に集中し、文里や新庄や細野や、綱不知の沿岸が浸水いたしました。綱不知地域では、潮位が3から5メートルとされ、ほとんどの家屋がそれでも1階の天井部分まで浸水をいたしました。低地帯にひきめいていた三、四十軒の家屋のほとんどが浸水をしたわけであります。

しかし、今回の東日本大震災の最大潮位は20メートルから、先日の新聞では、達した高さは40メートルとも言われております。そんな規模の大津波がもし白浜半島を襲った場合、温泉街のほとんどが水没をしてしまいます。町当局の皆さんに伺いますと、山上通りのあの通りでも潮位20メートルであれば水没をしますよというお話でした。40メートル、白浜半島全体が本当に水没をいたします。

そこに住む数千人の人々はどう避難するのか。昼間と夜間の発生時刻においても当然対応が異なる。そのときの避難のあり方、避難場所、保育園や学校における子どもたちの安全対策などについて、どう取り組んでいくのか。

また、ハードの整備などについて伺いをいたしたいと思います。

前段で申し上げましたように、我が白浜町は大正、昭和の古きよき時代から多くの文人や芸術家に愛されました。北原白秋や中村憲吉や土屋文明など、著名な文人が我がふるさとの風情に見せられ、鍋井克之や原勝四郎画伯も美しい海岸美のとりこになりました。長年、白浜に滞在された原画伯は、江津良の浜や綱不知の風景画のほかに、バラの絵がモチーフの1つでした。バラは花の王さんや、そう話しかけてくれた画伯の言葉が、当時中学生の僕の心にも、心に今も残っております。バラの花を見て不快感を持つ人はいないと思う。平草原公園の整備が計画されていた当時、率直に申し上げます。当時、浜本収元町長は、バラ公園をつくりかえたいけど、苗木が高くつくからなと話されていたことを、当時私は新聞記者でしたが、思い出します。その高価なバラ公園の整備計画が、実現性の中で着実に進行してい

た。それが、率直に申し上げまして、水本町長になってから急転直下、計画が中断された。白浜に美しいバラ公園ができるんやのう、そんな多くの町民のバラ色の期待が裏切られた形になったわけでありませう。

その要因は何か。公園の整備に多額の資金がかかるから、町長はそんな答弁を繰り返されておられましたが、やはりそれには説得力が感じられない。高くつけば、安くなる方法を考えればよい。既に、関連企業の協力と善意で数千本の苗の寄贈を受けており、民間委託の方法もある。23年度で退職を余儀なくされている、公園の5人の職員の職場も確保される。そして、何よりも関西を代表する観光スポットが、空き地のままの旧空港跡に誕生する、そんな願ってもない計画が、どうして町がかたくなまでに難色を示されるのか、ほかに何か理由があるのではないかと、そう思わざるを得ないのであります。

そこで、関連する方々からお話を伺いました。これは私の思い過ごしかもしれませんが、これまでのプロセスの中でさまざまな論議の対象があるように私は受け取りました。私は、バラ公園に関心を持ったのは、町長就任と同じころのおよそ1年半前でございます。それ以前の経過については詳しくは知りませんが、町にも推進を懸念する投書が相次いだり、当局の中でも、それまでのプロセスをもとに慎重な考えを持つムードが強いと伺っております。一体、それは何に由来するものなのか。関連部局の総務課長や観光課長にお伺いをするとともに、明確なご答弁はいただけないかと思っております。

しかし、いずれにしてもこれまで進行していたバラ公園計画の挫折には、理論的に疑問を覚えざるを得ないのであります。これまでのプロセスに課題があるとするならば、もう一度白紙に戻って、バラ公園の再建を検討することや、あるいは現在平草原公園の職員の再雇用の対応、空港跡地の活用など、今後の取り組みについて具体的な対応をお聞かせいただきたいと思っております。

名勝・千畳敷の広場に開設をされております千畳敷売店の経営についてお伺いをいたしたいと思っております。

実は、2日前に千畳敷の店を訪れて驚きました。これまで2階の喫茶コーナーだけだと聞いていたのですが、店舗全体がもう既にシャッタードアがおろされ、内部は商品どころか、陳列ケースなど、すべての備品がもう片づけられていました。一体どうされるつもりなのか。閉鎖の要因は店の経営不振だと言われております。前年度決算では収益およそ6,720万円、それに対する費用総額はおよそ7,000万円、差し引き284万円の赤字が計上されております。その経営不振が指摘されて、同僚議員の廣畑議員も懸念をされておられましたが、その経営不振が批難されて、女性店員5人も5月末で事実上の解雇になっているわけでありませう。

しかし、経営の行きづまりには、利潤追求が優先される民間経営とはおのずから相違する、よい意味での行政主体の経営方針によるところも見逃せないであります。例えば、民間経営であれば、よく売れる商品だけを重点にして店頭に並べたり、特定の関連企業と契約して購買客の動員を図ることも十分考えられます。これらの対応は、経営戦略としては至極当然のことであります。

しかし、公的経営の場合は、そこにはおのずから制約がある。例えば、行政的配慮の中で地産商品の公平な取り扱いと、民間企業との過激な販売競争も避けなければならない。しかし、その反面、経営戦略に民間企業のようなシビアな面がなく、いわゆるお役所商売と指摘

される面についても、これまで店に精通をしております関係者から指摘されております。

そうした現状の中で、今後、店舗の経営をどうするのか。千畳敷は、今回、円月島と同じ国の名勝に選ばれ、しかも広場でのほかの店舗の営業が規制されている、そんな恵まれた立地にあります。駐車場も数十台が駐車できる、恵まれた立地条件にあるわけであります。それだけに、従来から民間企業の関心は非常に強い。しかし、現在は、かつての民間企業との間の民事トラブル、30年ほど前だと思うんですが、発生して以来、公的機関での営業がこれまでの議会、そして町当局の見解では、それが望まれておりました。

お役所仕事から脱却して、それでも地場産業の振興に寄与しながら、そして、今職を追われて、本当に家庭を、苦しい状態に追い込まれている女性たちの就労の確保など、公共的な使命を踏まえて、もうけなくても、大きな赤字を出さないで堅実に経営を続行するのか、あるいは、もう町でしたら損するから民間委託を選択するのか、今後の取り組みについてお伺いをいたしたい。

そしてまた、なぜ今の段階で店全体を閉めたのか、そういうことも含めてお伺いをいたして、第1回目の質問を終わります。

○議 長

それでは、当局の答弁を求めます。

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

まず、前後しますが、最後にご質問をいただきました千畳茶屋の経営について、まず先にお答えさせていただきます。

全協でも報告をさせていただきましたけども、千畳茶屋は赤字であるという観点も踏まえて、改善実施計画を行っているところでございました。

ただいま冒頭に、なぜ閉めたかと申しますと、新聞では載ったと思うんですけども、26日に再度オープンしたいと。店内雨漏り等、大変雨漏りがしまして、もうバケツを何カ所も受けているような状況でございまして、その辺の改修も含めているところでございましたので、決して閉店したのではないということをご理解いただきたいと思います。

一番の赤字の原因は、過剰人件費の調整の結果、全体の人件費が約370万、22年12月から23年3月にかけてでございまして、削減させていただきました。

今、議員がおっしゃられました、今クローズしているということに関しましては、その改装ということございまして、いろいろ調査しましたが、土曜、日曜日には約1,000人の来客、来店者が来るんでございましてけれども、売り上げが1日18万円程度と購買、販売力が非常に低い状況でございました。

また、設備面では、補修箇所が非常に多くて、年中無休で営業してまいりましたけども、雨漏り等、いろんな面にわたりまして修繕も、最低限度の修繕をしたいと、このままでは築後17年を経過しておりまして、その辺、店内の汚れも目立っておりますので、衛生面のこともございまして一度掃除をさせていただきたいというふうなことでやらせてもらっております。

さらに、いろいろ販売形態を調べてみますと、いわゆる昔ながらの店の配置でございましたので、客動線と申しましうか、非常に流れもよくないので、商品の置き方を変えようやないかということも計画しているところでございます。

そしてまた、金銭、お金の管理にしましても、在庫管理にしましても非常に、いわゆるレジ打ちと申しましようか、金庫に入れると申しましようか、完全なる管理が徹底しておりませんので、その辺の透明性も悪いところも判明しましたので改善を申しつけたところでございます。

経営状態悪化のために、先ほど議員は解雇とおっしゃっていますけれども、決して解雇はしたわけではございません。シフトの見直し等で勤務形態の変更を指示させていただきまして、経営好転後には見直しがあることもお伝えしておりますし、皆様、自己都合ということで退職されておりますので、その辺、ご了解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

パートにつきましても、雇用契約満了前に自己都合で退職されております。

さらに、じゃあ、どのように今後改善策を持っていくのかというお話でございませうけれども、今後は取引業者との積極的なコミュニケーションを図り、商品の見直し、新商品の開拓にも努めてまいりたいと思ひております。

取引業者にはどんどん販売に加わってもらひ、いわゆる待ちではなくして、参加型の販売を取引業者の方にもお願ひしているところでございませうし、取引業者の独自のポップというらしいですけれども、売れ筋がどうか売り方の表示をそれぞれの業者さんからお願ひし、お互いの売り上げの向上を目指したいと考えているところでもございませう。

さらに、商品数が今まで絶対的に少ない、土産物にかかわらず一般食料品も配慮した、現在の商品が440アイテムなんですけれども、440から約4,000アイテムまでを目標として、幅広い年齢層に合う商品を配置したいと考えているところでございませうし、既存の業者さん以外に新規の業者さん、新しい変わった商品を取り入れていきたいと思ひているところでございませう。

ただいまは各所の修繕と清掃を行わせていただひておりますし、さらにレジをPOS管理と申すんですか、バーコードでの管理にしていつて、金銭管理が徹底できるように、より透明的な会計処理ができるように改善したいと考えておるところでございませう。そのことによりまして在庫管理が徹底できますし、販売力の低い商品を交換するなど、商品の回転をよくすることができると思ひているところでもございませう。また、レジをPOS管理にすることによりまして、個別入力ができ、レシートが完全に発行できますので、そのように取り入れたいと思ひております。

従来の販売方法では、本当に販売人の人数が多くなる形態のためにどうしても人件費が高かったということございませうし、陳列方法を変えることで客動線がよくなり、レジ付近の人と商品補充の人数を確保するだけでなく、人件費を大幅に削減できるのではないかと考えておるところです。

当面は、1階の売店、飲料の運営に力を注ぎまして、非常に経営も今まで厳しく運営してまいりましたので、人件費を抑えるために当面は現在社員の3名で運営していつて、人手不足はアルバイトで夏場はしのいでいきたいと思ひておりますし、今期の1階の売店の飲料の売上目標を第45期、22年度ですけれども、売り上げが4,232万3,400円ございませうし、今期の46期の目標は6,150万円に目標額も設定させてもらひておりますし、人件費に関しましては第45期の実績が1,527万8,000円ございませうし、第46期、今期は1,000万円の人件費に抑えたいと思ひているところでもございませう。

したがひまして、経常利益を第45期の実績は593万9,000円の赤字でございませうし

が、第46期の目標は黒字の225万5,000円を考えているところでございます。

そのような改善計画を図れましたら、軌道に乗った時点で2階の食堂の部分についても利用方法を考えてまいりたいと思います。

とりあえず、下の販売店の、ほとんど2階のほうは営業成績が上がっておりませんでしたので、僕も何回か2階に食べにも行きましたけども、正直申しまして、電子レンジでチンとしているような商品を出しているようでは、なかなか今のお客様にはなじまなかったかなというふうに思っております。

さらに、従業員の接客教育を徹底しまして、コミュニケーション能力を高め、お客様の満足度アップをするとともに、白浜町のサテライト的な存在を目指し、観光施設の案内、イベント情報の徹底、各情報の発信などを提供していくとともに、朝市などの定期的な開催を行いまして、地産地消による地域の活性化、さらにまた観光客のみならず、地元住民の方々に来ていただける、本当に町民の皆さんから愛される千畳茶屋を経営できるように指示しているところでございますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

続きまして、震災に関してでございますが、本当に先ほど議員の質問の中にもございました、かつての南海地震、昭和21年12月21日の様相も何かリアルに、きのうのごとく先ほどお話を聞いていまして、まぶたに浮かんできたところでございまして、何年たちましてもお亡くなりになられた方々に対しては心から冥福をお祈りするところでございますし、また、私午前中の答弁でもお話しさせていただきましたけども、このたびの東日本の大震災においてのあの小学生の子どもたちの痛々げな気持ち、悲しさというのは本当に身にしみても感じるところでございます。

ただ、私が行きました大船渡市の市長さんにお聞きしましたら、うちの小学校は被害ゼロだったんですよとお話をお聞きしまして、そのゼロであったのとゼロでなかった差は何かというお話もお聞きしまして、本当に訓練して、いち早く子どもたちは逃げたとおっしゃる言葉がとても印象でしたので、そのことも教育長のほうにも伝えておりますので、ますます防災教育のほうを徹底してくれると思っておりますのでございます。

町としましても、現在開催している防災懇話会で、初期避難場所の再点検を並行し、現在の津波浸水想定ハザードマップを基礎情報としまして、揺ったら高台に逃げる。この大震災の教訓を風化させないためにも、地域に周知徹底し、また啓発をしていきたいと思っておりますのでございますし、ハード面におきましても、地震の規模等については現時点では予測ができませんので、中央防災会議が発表した被害想定に基づき、被害想定が見直した後に検討したいと考えておりますが、けさほども申しましたように、ただそれだけではなくして、資料に基づきまして懇話会でもより自主防災の避難でも高台へ、遠くへというふうをお願いしているところでございまして、中核避難所の耐震化については、計画的に実施したいと考えているところでございますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

バラ園構想につきましてですけれども、本当に議員がおっしゃられるようにバラは花の王様、特にバラには秘なる魅力もあるし、それはバラというのは本当に花の中でもすばらしいものであると私も感じるところでございますけれども、バラ園構想については昨年からもうご質問をいただいておりますが、旧空港跡地のバラ園を維持管理していくには費用等に年間約500万円の費用や人的な補充と費用が課題となりましたが、幸い県の補助事業を活用することができてございましたので、補助事業には人件費を含め費用約2,500万円が対象となり、

町の財政負担が軽減され、また補助事業には次の雇用までの短期雇用、就業機会の創出といった趣旨があることから、12カ月に限られた短期雇用であります。臨時職員を隔年で雇用し、就業の場を提供することができたというふうに考えているところでございます。

そして、県の補助事業につきましては3カ年事業で、24年度以降、大きな財政負担となるために、平成21年度末に庁内会議で旧空港バラにつきましては協議したところでございまして、旧空港跡地のバラ園の閉園につきましては庁内会議でも協議しており、財政状況を踏まえまして閉園の方向というふうに考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

国歌、国旗に関しましての認識でございますが、詳細は教育長から答弁があると思いますが、私は国旗、国歌に対しましては当然国民の義務であるというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、簡単でございますけれども答弁終わらせていただきます。

○議長 長

番外 教育長 清原君（登壇）

○番 外（教育長）

正木議員さんからは2つのご質問をいただきました。

まず、国歌斉唱に対する認識と指導についてお答えさせていただきます。

国歌の指導につきましては、小学校あるいは中学校の学習指導要領におきまして、「入学式・卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と、こういう規定がございますが、町内各校ともに、その趣旨をきちんと受けとめてくださって、式当日には国旗を掲揚し、そして式に当たっては事前に国歌の斉唱の指導を行っているところであります。

議員ご指摘のとおり、中学校については声が小さいという、そういう課題がございます。しかし、本年度4月の入学式におきましては、小学校11校、中学校4校、15校ともに、ピアノ伴奏で校歌あるいは国歌を斉唱しておりますし、当然、式当日には国旗も掲揚いたしました。

今後、社会科等を中心に国際理解について学習するとともに、国旗・国歌を含めた我が国についての認識、国土についての認識を深めさせていきたいと、そう思っております。

2つ目につきましては、防災対策、特に保育園、学校における安全対策、震災時の津波についての対応を問われました。

ご承知のとおり、本町は保育園、幼稚園、幼児園は民生課の所管でございますので、独特なんです。小中学校について答弁させていただきます。

先ほど、石巻の小学校のご指摘をいただきました。私も、学校の判断が子どもの生死を分けると、こういうことはあってはならないと、未曾有の大災禍ではありますけれども、そのことは強く認識をいたしました。やっぱり学校にいる間は、子どもたち1人も死なせない、そういう決意でもって臨む必要があると思っております。

具体的な、4月の校長会で防災計画を早急に見直してほしいということを訴えました。5月6日には町の教職員全員が集まる研究総会があるんですが、その場で時間をいただきまして、津波や自然災害への対応についてお話をさせていただきました。特に校長会では、大地震の際の避難場所として、特に津波の被害が受ける可能性が少しでもある学校については、

その地域、その学校でベストの場所を選んでいただきたいと。ここへ逃げたら、子どもは絶対安全だと、そう思われる場所を選んでいただきたいということをお願いしました。そして、場合によっては私も現地を訪問して、一緒になって、ここなら安全かなという確認もさせていただきました。それと、避難路の点検と緊急避難訓練をあわせて行っていただきたいと、そういうお願いをいたしました。例えば、白浜第一小学校でしたら、ラメールに逃げると。ラメールは非常に高台ですので、ここに逃げれば安全ですので、実際にもう避難訓練も行いました。

そしてあと、先ほど楠本議員さんのご指摘があつて私も意を強くしたんですが、「前事の忘れざるは後事の師なり」といいます。この前事から学ぶことは非常に大事で、先生方みんなに学校に対して子どもを守るために2つの前事を提言しました。

まず、1つの前事は、午前中の議会でご指摘のありました、日神社の津波の警告板でございます。1707年、宝永4年の大津波によって富田村は本当に壊滅的な状況になって、百数十名の死者が出たと。その警告板をわかりやすくした資料を各校にお渡しをして、ぜひ教材化をして学習してほしいということで、その内容は、大きな地震があつたら必ず津波が来ると、すぐに逃げなさいと、そういう意味のところですが、こういう学習を現在も学校でやってくださっていると思います。

そして、もう1つなんですが、これやはり非常に不幸な出来事ですが、今回の東日本大震災ですね。特に、釜石の奇跡と言われますけども、釜石市には14校、約3,000人の小中学生がいますが、病気で休んだ子どもを除いて全員が助かったんです。私は、これは釜石の奇跡と言われますが、奇跡じゃなくて、防災教育が徹底した結果だと思うんです。

それで、そこで言われています3つの鉄則を学校側にぜひ参考にしてほしいとお願いをしました。

まず、1つ目の原則ですけども、ハザードマップを信じ過ぎるなということです。これは、ハザードマップは非常に参考になります。十分、ハザードマップに基づいて、自校の位置を知る必要があると思いますけども、今回の震災ではハザードマップで絶対安全という場所が幾つも浸水して、多くの子どもたちが亡くなっています。

そして、2つ目は、子どもたちが率先して逃げると。友達が来るまで待つとか、そういうことやなくて率先して逃げると、そのことを徹底していただきたいと。あと、残った子どもたちについては、これはやはり教職員が対応すべきだと思います。

3つ目、これをぜひ一番大事にしてほしいと訴えた3つ目なんですが、それは、状況下でベストを尽くすということです。500メートル逃げて安全だと、しかしまた時間があればさらに500メートル後ろの高いところへ逃げる、徹底して逃げると、そのことを教えていただきたいと、そういうことをお願いしました。

それとあわせて、やっぱり自宅にいるときに震災したときに、今1人にいる子どもがいます。どこが安全か、これは本来家庭の責任ですけども、登下校路を含めて、ぜひ子どもたちに家庭で話し合いをさせていただきたいというお願いもしております。

そして、そういうことを想定した訓練をぜひやっていただきたいと、そういうお願いをいたしました。

私は、危機管理というのは常にベストを望まないかんですが、現状がベストでないと思いますね。常に改善に努めると、そういう姿勢で今後も臨んでいきたいと思っております。

以上です。

○議 長

それでは、再質問に移ります。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

まず、国歌の斉唱から。ただいま国歌の認識について、町長、教育長から非常に妥当性のある力強いご答弁をいただき、国民の義務である、そういうご答弁。そしてまた、教育長も、学習指導要綱に基づいてこの趣旨を十分くみ取った指導を学習の中で、教育の中で行いたいとお言葉をいただきました。国歌は国の象徴であり、国民が自信とプライドを持って成長する。どうか、教育の面でも子どもたちに、先ほどおっしゃられましたように、国歌と国旗を尊重する気持ちをこれからはぐくんでいただきたいと思います。

それから、バラ園構想ですが、やはり率直に申し上げまして、いま1つ説得性に欠けているような気がします。

しかし、これ以上のご答弁を求めても、やはりちょっともう難しいんじゃないかと、そう思うわけです。

しかし、何度も言うように、第三者的な立場から、企業側は既に時価にして何千万単位の苗を寄贈して、当局はありがとうございますと言って受け取っているわけです。それを今さら、前にもご質問させていただいたときの答弁では、こちらからお願いしたわけではございませんと。その企業側の善意を否定するような姿勢、それはやはり行政としては好ましくないんじゃないか。少なくとも、水本町長の前の町長は前向きにありがとう、行政からいけば同じ一行政ですから、前の行政はありがとうございます、今度は、いや、こちらからもらったわけじゃない、余りにも両極端。それが行政の信頼性の問題にもかかわるんじゃないかと、そのようにも思うわけです。

それが一転、急転直下、推進を、構想を否定するということについて、何か原因があるんですかと伺ったんです。投書とかいろいろ来ているということはもう伺っているんですけども、その要因については投書の内容云々については、ここで内容についてお聞きするということは差し控えたいと思いますけども、やはりそういう何らかの要因があるように私は感じるわけです。

いずれにいたしましても、多くの町民が期待していたバラ園構想は、途中でとんざするという後味のよくない結果に終わりそうですが、計画を中断するとしても、今後町長、課題を残さないため、できれば相互理解の中で円満に解決できるような努力をすることが行政の責務ではないかと、私はそのように思うわけです。もうご答弁は結構です。

それから、防災対策ですが、町民の方にいろいろ配布されているハザードマップ等々、きのうの紀伊民報を見ましたら、瀬戸地域の防災の話し合い、そういう積極的な取り組みについては評価をすることがあります。しかし、特に地震の防災マップ、揺れ方ですね、こんな家だったら倒壊しますよとか、その危険度マップなどは、町民の防災意識の高揚に大きな効果があったものと受けとめております。

ただ、これまで県の東南海・南海地震、これはマグニチュード8.4だったと思うんですけども、もうそれによる津波シミュレーションに基づいて作成をいたしております、この津波浸水予測図、これはやっぱり見直す必要があるのではないかと。これによりますと、浸水の

予測はほとんど3～5メートルです。3～5メートル未満を基準にして、それに基づいた学校の避難場所とか、それからいろいろ設定をしているわけです。これの前にも申し上げました、前段で申し上げましたように、浸水予測を20メートルとした場合、これまでの多くの避難場所は浸水する可能性がある。

教育長がおっしゃられました第一小も避難場所になっているんですけども、あそこは、教育長がおっしゃられたように、とっさの判断でラメールの高台に避難する。じゃ、幼稚園のほうは5メートルでもちょっとやばいんですけども、20メートルのそんなの、課長、論外ですから、そういう避難場所の、20メートルの場合はやっぱり浸水面積が、この地図をも真っ赤になるぐらいの拡大をして、避難場所についても5メートルであればこの辺大丈夫やけども、10メートルあったらもうここ皆だめですよというような、そういう安全性の基準も必要になるのではないかと、そのように思うわけです。

県のシミュレーションだけを頼りにしないで、本当に現地、白浜半島、それから田辺湾云々のこれまでのプロセス、徳川時代のあの大津波、南海道地震、そういうことも含めて、町独自で白浜地域に合った防災マップをつくっていただきたいと。

それから、町長、教育長がおっしゃられました、状況下でベストを尽くす。それは教育長がおっしゃられるように、もう学校の先生のそれがすべてだと思うんです。74人の子どもが亡くなった大川小の悲劇を二度と繰り返さない。どうか子どもの安全教育についてよろしく願いをいたしたい。

それから、千畳茶屋ですね。これは、町長、いろいろおっしゃられましたけども、例えば私は実質的には解雇という表現を使ったら、町長は自主退職ですよとおっしゃった。しかし、実質的には解雇なんです。働いてくれて結構ですよ。しかし、あなたの就労時間は1週間に1日、それも4時間ですよ。1時間750円です。それを1週間1日、1カ月で単純計算で4日ですね。1カ月の給料が2万円にもならないわけです。それが嫌だったらやめてください。これは、職安のほうの見解でも、これはもう事実上解雇に近い。そういう実情も、もう一度詳しく、私が聞いた限りでは、そういうことも伺っておりますから。その方は1週間に4日働いていたんですけども、これからは1週間に1日ですよ。月に、複数の人ですよ。月に6万か7万、8万、数万円の収入があったんですけど、それが今度の解雇の条件だったら1万2,000円とか、やめよと言うと同じやというようなことです。人件費の370万、これも決して高くはないです。1時間750円、これはもう最低賃金すれすれですからね、決して高くはないです。

そういうことも含めまして、お役所仕事のことは確かに私も述べさせていただいたようにありました。それは先ほど指摘もさせていただきましたけども、そういうことを改めて、そして堅実な経営をもう一度原点に戻って、第三セクターとか民間委託とかということを考える前に、もう一度女性の方の就労、10人ぐらい働かれていたそうなんですけども、そういう就労対策も含めて取り組んでいただきたい。

バラ園構想もそうで、国歌もそうで、千畳茶屋もそうです。

町長、これだけは言うておきたいというようなこと、はい、どうぞ。

○議 長
番外 町長 水本君
○番 外(町 長)

今、最後におっしゃられた千畳茶屋でございますけども、株式会社でございますので、まず経営が赤字状況では正直申し上げまして給料も払えない状況でございますし、私の認識するところでは、売り上げに対して余りにも従業員数が多かったということがやっぱり最大の赤字原因だと思いますから、そこはワークシェアリングしてくださいという形で言って、5月の連休前にそのことの提示をしましたら、当然1カ月後の話になってきますけども、その以前にご退職されましたので、そこは誤解のないようによろしくお願ひしたいと思ひますし、健全な経営に努めてまいると思ひますから、どうぞまたご支援、ご指導をよろしくお願ひいたします。

○議 長

再々質問。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

一応、前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私が指摘をいたしましたいろんな課題について、もう一度原点から取り組んでいただきたいと思います。国歌、君が代の斉唱、国旗の掲揚。これはもう同僚の議員さんからも、議場に国旗を白浜町旗とここに掲げてはどうか、よその自治体ではそうされていますよと、そういうご提言もいただいています。これは議会全体のことでですけど、やっぱり日本人ですから、国旗、君が代の尊厳というのは教育長もおっしゃられました。そういうことでひとつよろしくお願ひを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長

以上をもちまして正木司良君の一般質問を終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 14 時 02 分 再開 14 時 15 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

諸報告がございますので、諸報告を申し上げます。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

本日は溝口議員まで一般質問を行い、その後、延会することになりましたのでご了承いただきたいと思います。

なお、明日16日は定刻10時に開会し、4名の一般質問の予定をしております。

以上で報告を終わります。

○議 長

ご了承願ひます。

それでは、引き続き、7番 溝口君の一般質問を許可いたします。

溝口君の質問は一問一答形式であります。

まず、1番目の町長の政治姿勢についての質問を許可いたします。

7番 溝口君（登壇）

○7 番

本日初日の最終バッターになります。7番 溝口でございます。ただいまから議長に通告に従いまして、6月議会の一般質問をいたしたいと思っております。

今回は6月議会の質問事項につきましては、2点の項目について質問を進めてまいりたいと、そのように思います。

それでは、早速でございます。まず1点目の質問でございますけれども、通告のとおり、これは町長の政治姿勢につきまして質問を進めさせていただきたいと思っております。

ちょうど1年数カ月前に、今の町長であらせられます水本町長が町長に就任されてから、はや1年数カ月が過ぎました。そして、1年数カ月の間に、我々白浜町の町政運営について幾つかの事例を出しまして質問を進めてまいりたいと、その上で水本町長の町政運営といえますか、そういった政治姿勢について議論をしていきたいと、そして指摘するところは指摘をさせていただきたいと、そのように思うわけであります。

そんな中で、私も1年数カ月、同じように水本町長が選挙で、2回目でありまして、当選されました。当然、私も、ちょうど1年前の町の議員選挙でも当選をさせていただきました。それから1年数カ月、私も今の水本町長の町政運営を間近といえますか、議員の立場で拝見をしてきたと。

そういった中で、失礼かとは思いますが、私なりに率直に思っておりますのは、白浜町が今後どうあるべきか、そしてまた町政が効率よく運営されているかどうか、そういった点などから判断を下せば、今の現時点のことではありますけれども、私のこれは率直な感想といえますか、思いでありますけれども、これは決してうまくいってないなと、そう判断をせざるを得ないと、私はそのように率直に失礼ながら思っております。そして、今の私は白浜町の町益、町政運営ともしくは同じになるかもわかりませんが、白浜町益をも少し損なわれていると、そのように判断をしております。

そういった今の本当に厳しい時代といえますか、時勢では、やはりこういった1つの大きなかじ取りが間違ってしまうようなことになりましたら、それこそ取り返しのつかないような、そのようなことになると判断をいたします。大都市でありましたらいざ知らず、我々のような小さな地方の、また観光でどうしても生きざるを得ないと、白浜町のようなそういった立場から考えましたら、やはり1つのかじ取りが厳しい時代の中では大きな取り返しのつかないことになるであろうと、そのように思っております。

そこで最初の質問に入りますが、これは基本的に、今現在の町長のお考えというか、今、町長に就任をされてから1年数カ月を振り返ってどのように思われているのか、それをお聞きしたいと思っておりますけれども、私が今、町政運営について私の勝手な失礼ながらの判断でありますけど、うまくいっていないように私は思うと、そう感じると、私は今そういうふうに言わせていただきましたけれども、それでは、水本町長自身は就任をされてから1年数カ月の間で白浜町政、そしてまた白浜町益が損なわれずにうまくいっているかどうかと、今の中間地点にもまだなりませんけれども、今のところ、その辺の基本的なお考えというか、認識を今現時点では町長としてどのように思っておられるか、そのことについてまず最初の質問に入りたいと思っております。

○議 長
番外 町長 水本君（登壇）
○番 外（町 長）

ただいま溝口議員から、町政についてのどのように取り組んできたかというご質問でございますけども、本当に1年3カ月を過ぎまして、議員の皆さんを初め、職員の方々、町民の皆さんのご支援を得まして町政を運営させていただいていることに対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

1年間を振り返りまして、本当に昨年度は私としましても初めてのことばかりでございます、日程に追われると申しましようか、聞く言葉も随分初めての言葉もございましたので、そのことに対して注視していきながら昨年度は町政運営を担当させていただきましたけれども、本年度は2年目に入りまして、季節的にめぐってくることもわかりますし、行事日程もその辺も十分に事前に理解できておりますので、私は私なりに町政運営を展開させてもらっておる次第でございますので、いろいろご心配いただきましてまことにありがとうございます。

以上です。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

今、町長、自分でなかなかうまくいっていると思っても、なかなかそういうふうな発言が、答弁にはならないんで、少し控え目な答弁であったと思います。

そんな中で、具体的な事例に入る前にもう1点、私、年末年始ぐらいからよく私の応援をいただいた方、その他顔見知りの方から、水本町長について、溝口君、ある人が言えば耕太郎、そういうふうな名前で、「おまえが連れてきた町長、もうちょっとしっかりせな、どうなってるんな」と、そのようにご指摘を再三といいますか、回数で言われたら十数回はそのような言葉を言われました。そのたびに、私ははっきりと申し上げる。私は、連れてきておりませんよと。しかし、選挙のときには私も自分の選挙と同様に何百人とお声をかけさせていただいた。これは事実であります。応援しました、選挙は応援しました。しかし、私は擁立していませんよと。

そんな中で、何とか頑張って白浜町がうまくいけばという形で私も議員としての立場でやっておりますけども、考え方の違いといいますか、やはり町政運営については若干私とは違う運営といいますか、私、議員の立場でありますけども、違うなど、そのように率直に感じておると。これはこのごろ、この半年、特に住民の方からよく聞かれますので、私も素直にこれは言わせていただいております。

ですから、今後はあと残された2年8カ月、9カ月の間、そのような観点から、ずっと是非非の立場で、いいことはいいと、進めていくことは大いに応援をしたいと思っておりますけども、これはそういうふうな形の議案といいますか、案件につきましては私は議員という立場から申し上げていきたいと、そのように思っております。

前置きはこれぐらいにいたしまして、それでは先ほど言いましたように具体的な事例について、3点について町長の政治姿勢についてお聞きしたいと思います。

それでは、最初の具体的な事例になります。

これは3月議会、そして今もつい、私の前に質問がございました。正木議員からも質問がございました。私の中では、既がない話、終わっている話であろうと思っておるわけですけども、それは先ほども質問ありました。それは、旧空港跡地のバラ園の構想の件であります。

先ほど町長は正木司良議員の一般質問に際しては、今も、10分前、15分前には、バラ園のことについては、この緊急雇用が終わってから閉鎖していくと、空港跡地のバラ園については閉園していくと、そのようにきっぱりと答弁をされました。

しかし、私が、これは少しの前の話になりますけども、今つい先ほどこの議場できっぱりとそういうふうに断言と言っても過言ではないかと思えますけども、少し前、白浜町長として今現在、白浜町が下した判断、今先ほど町長もこの議場で、きっぱりとバラ園はもう閉園するとおっしゃいましたけども、そういった言動と相反した言動をみずから町長が行っていたのではないんですかと、素朴といたしますか、不思議に思えてならないというふうな思いがございます。

それは、町長、日付とか内容等がもし間違っていましたら指摘をしてください。

それは、去る4月21日の臨時議会終了後、県の本庁の企画部企画政策局企画総務課に、町長、これはお一人ではなくて副町長も一緒に行かれたと、そのようにお聞きしておりますけども、そちらへ2人で出向き、旧空港跡地、白浜町有地が3.5か4割ですか、また県有地の部分が6割か6割半と、そのようにお聞きしておりますけども、その県有地の部分の旧空港跡地を、特定の企業名を出して、バラ園をするからその企業に貸してやってほしいとの要望をしたと、そのように私は県の関係者等からお聞きをしたんでありますけども、それは本当のことであるかどうか、その点、町長どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

議員が、4月21日に企画課、県に赴きまして私と副町長がお会いしたという質問でございますが、それはお会いいたしました。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

町長、質問をよく聞いてくださいよ。

そこで、今も指摘をしたとおりということでお会いをしたと。そこで、私が今質問で言ったように、ある特定の企業名を出して、バラ園をするから県有地の部分の旧空港跡地を貸してやってもらえんかと、そのように町長、副町長も同席のもと企画総務課に、そのときはたしか副課長が対応されたと思えますけども、私はそのように聞いておりますけども、そういった発言というか、要望をされた事実はあるんですか、どうですかと、そのことを聞いておるんです。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

その件に関しましてはお願いいたしました。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

特定の、今は企業名は聞きませんが、申し上げたと。今、この私の質問の答弁で、き

っぱりと言いました。説明していただかないとわかりませんが、町長、今つい、時間から申しましたら30分ちょっと前ですか、バラ園については閉園と、正木議員の質問についても閉園をすると、そのような方針であると。

町長が行かれたのは、きょうの議会でもさかのぼること約2カ月ぐらい前になるわけでありまして、3月議会の答弁でもそのような同じ内容の答弁をされておると私は思います。常に議事録も私は見させていただいておりますけれども、そのようにきっぱりとおっしゃっているよと確認した上でありますけれども。

そしたら、町長、今の町長が行きましたと、要望しましたと。町長、町長としての人として、説明のできない、また説明のつかない行動だとは、そのように思いませんか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

私、先ほども正木議員に答弁いたしましたし、3月も、バラ園構想ですね。バラ園構想については、その方向は閉じていきたいというふうに、さっき正木司良議員に対してお答えさせてもらったことでして、バラ園構想と、これ、正直申しまして閉じていくにしても、空港跡地に今、現存として1万数千本のバラも残っておりますし、そういう状況もございませぬので、その行き先をきちっとまだ確定しておるわけでもございませぬけれども、いろんな状況が考えられますので、それは私はバラ園構想とは別に、バラの花のあり方としてお伺いした状況でございませぬ。決して、私としましては、バラ園構想とバラの花という問題は矛盾する話ではないというふうに考えているところでございませぬ。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

今の町長のお言葉を聞いて、この議場の中におる者、当局側の課長さんも今矛盾はしていないと、そのとおりだなとおっしゃる方、首を縦に振る方、いらっしゃらないと違いませんか。

後でそこら辺のことも、またこうやって言いますけれども、そこで1点、副町長としてこの議会で承認をされて、事務方の相談役、そしてまた町長との相談役になられた副町長にもお聞きしたいと思うんですけれども、こういった町長の3月議会での明確な答弁、そして先ほどの30分前にもバラ園については閉園と、今、町長のバラ園とバラを生かすやり方、生かすのとはまた違う話であると、そのような理屈になるような、ならないような答弁でありましたけれども、副町長はどない思われますか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外(副町長)

私も、町長が今答弁をされたように、それはバラ園構想とバラについては別の問題であると、矛盾はしないと、こう思っております。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

そこら辺を後々質問してまいりますけども、先に行きましようか。

そしたら、県に行ったと。これ、だれかに要望されて企画総務課に行って、特定の企業名を出して、私も聞いて把握をしておりますけども、県の本庁に聞いて確認しておりますけども、町長が行かれたときにはまだ、特定の企業からは何の打診もなかったと。町長がみずから副町長と出向かれて、特定の企業名を出して貸してやってほしいと、そのように発言をされて、今、町長はそれをお認めになりましたけども、これはだれかに頼まれて県に要望されに行ったんか、どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

それは、先ほども申しましたけども、全体的にバラの花についてかんがみて私は、それは自分の判断で、このバラだけで県庁に行ったわけではございませんけれども、お願いに行っただけでございます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

どなたにも頼まれずに、いろいろ請願も出てまいりました。そのとき、3月議会ではバラが枯れるのには忍びないと、そのような同僚先輩議員からのお話もあって、それが心の中にとまっておって、補植のためとか、バラ園をしないけども、バラが何とか枯れないようにと、かわいそうやと、そのような思いから町長個人の判断で、だれにも頼まれずに企画部に参って、貸してやってほしいと、そのような解釈でよろしいんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

先ほども申しましたように、すべてをかんがみまして、そういう状況の中でいろんなご意見もいただいておりますし、私自身もその前の議会で、バラについては、バラの花自体はやっぱりきれいさや美しさや尊さは感じますよという、いろんなことがありますから、1つの要因でそのことを実行したというわけじゃなく、いろんなことをかんがみて町のバラ園構想は終わりにしていきますけども、町の持っているバラの問題もございまして、いろんなことがございまして、そのことをお願いしに行ったということです。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

ちょっと議長、町長の答弁は支離滅裂で、あんまり把握というか、理解ができないところも多々あるんですけども。再度もう一度繰り返しになりますけども、繰り返し最後に言いたいと思いますけども。

町長、バラ園構想、これは、はっきりとやめると。

ただし、バラについて、この委員会にも付託をされて、こちら、東農園さんですか、去年12月17日に委員会に付託されて、3月議会で委員会でも不採択、本議会においても否決となって、その同じ場所に、バラ園ではないけども、バラが枯れたら悪いからとか、いろい

る総合的にかんがみて町長はおっしゃいますけども、これ、一般の町民の方にそんなこと言えますか。私も聞いても、何が何かわからん。バラ園は反対やけども、バラかわいそうやから、そこに。それ、どんな違いがあるんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

バラ園に関しましては、バラ園と申しまししょうか、バラ畑と申しまししょうか、先ほども答弁させていただきましたが、臨時雇用も切れると、3年の契約であると、町営、町単独では非常に難しい問題であるという観点で、バラ園に関しましては収束の方向に向かわせていただきたいと私は申し上げておるわけでございまして、その財政状況、いろんなことをかんがみる状況とバラ単体のものとは、私はそこは若干違うんじゃないかというふうに思いますが。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

ちょっと最後確認で、答弁は求めませんが、要は、バラ園については町としての財政的支出、いろいろと委員会でも不採択、本議会でも否決になって、しかしバラについて存続、枯れるのが忍びないから、町長個人単独の判断で県の企画部に、県有地の部分に枯れんように何とかバラを植えさせたってもらうわけにいかんのやろうかと、そのお願いを白浜町長として行ったら、そのような認識でよろしいんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

そのように解釈されて。私は、先ほど言いましたように総合的にかんがみまして。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

その総合的、何の総合的にということですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、枯れることもございますし、町のバラの今後の育成のこともございますし、いろんなこともございますから、その状況を考えまして相談に、お願いしに行ったらということでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

お願いに行くというよりも、特定の企業名を出して言ったと。

そこで、これ以上してもですけども、進めてまいりますけども、今回、町長が21日に副町長と行って、企画部に企業名の名前を出して貸してやってほしいと。県有地を貸してやってほしいと。今、町長もはっきりと、バラ園についてはやらないと。しかし、バラ園とバラ

を植える、枯れる、何を総合的に判断して、私には理解できませんけども、そうおっしゃっているわけですけども、しかしどう考えても、常識的に考えても、答弁と正反対な答弁、また今ここの議場の場で、私の質問に対しておっしゃっておる。旧空港跡地のバラ園の継続と、それについての指定管理者制度をしてほしいと、その請願については先ほどから言いましたように、所管の委員会で何度も審議をされ不採択と、本議会でも否決と。しかし、今の今回の町長のバラ園ではないけども、バラが枯れるから、総合的に判断して、それだったらなぜそこの旧空港跡地になるのかと。そこら辺もお聞きをしたいわけでありまして、全く整合性がない。これは、一步間違えれば、町長に、私は道義的な責任問題にも私は発展をしていくかなと、そのように今認識をしております。

あと、そこら辺のことについては、またもう少し先で質問をいたします。

1点、町当局にお聞きしたいと思うんですけども、その後、バラ園については先ほどもちょっと答弁の中であったと思いますけども、庁内においても、バラ園に関する白浜町としての見解を確認する、そういった課長会議を開いたと、そのようにはお聞きしておりますけども、庁内会議を開いていたとしたらどのような見解であったのか教えていただきたい、そのように思います。町当局、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今回、バラ園につきまして、今議員からありましたように、民間企業にということでのお話がありまして、庁内、担当でありますまちづくり、そして観光課、管財で庁内会議をしております。

その中で、議員からもお話がありましたように、やはり不採択を受けたバラ園につきましては、町としてはそれを認めて、推進をしていくというのは不合理であるという結論を出したものであります。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

庁内会議といいますか、当然そこには町長も入られてのことだと思いますけども、そういうふうな、今、総務課長がおっしゃったとおりであると。

しからは、今町長が、降ってわいたように、バラ園構想についてのバラのお願いに行った、これとは別個であると、そのように今町長がおっしゃっているのは矛盾を含んだような、子どもじみた、そういったこの議会の場での答弁が通用するんかどうか、もう一度そこら辺、総務課長として、町当局、どう思いますか。そこら辺の見解については、今町長が言ったように、バラの枯れる枯れんを忍びないから、総合的に判断して同じ請願の上がってきた旧空港跡地のその部分のところに、県有地の部分ではありますけども、そこに町長みずから行って、バラ園にするんか、バラを植えるんか、どういう表現をされたかわかりませんが、県はバラ園というふうにおっしゃってございましたけども、そのことも相反せへんのか、矛盾せんのか、そこら辺どうですか、町として。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番外（総務課長）

とりあえず、先ほど言いましたように、町の関係部局の中での庁内の会議については、議会での議決事項を尊重して、これについての民間に貸すということについては、これからやはり将来的に一企業に公共的用地を貸すということになりますと、今後、多数の企業につきましても、そういうお話がある場合について、すべてそういう対応をしていけるのかというところも判断すると、それはできないというふうに考えますので、やはり町長の考えでありますバラ園構想と、そして今回のバラが大切であるということについて、民間というところから判断すれば、同じような内容の事項ではないかというふうに担当としては判断します。

○議長

7番 溝口君（登壇）

○7番

わかりました。そういうふうな見解であります。町当局の見解であります。

先に進めますけども、今、私も県に行くと、問い合わせをしたと。私は先月の5月11日の午後4時半でありますけども、本庁に参りました。そこで、先ほど紹介をしました県の企画部企画政策局企画総務課の副課長、そして班長にお会いをさせていただきました。そこで確認をさせていただきました。それは、私が先ほど言ったように、4月21日、副町長、町長が来て、特定の企業名を出して県有地の部分を、バラ園というか、バラを植えるからか、そこら辺の細かい表現方法までは私は確認しておりませんが、県としてはバラ園とそういうふうにおっしゃっていましたから、今あえてそのように申し上げますけども、そのような要望をされた。これが事実であったわけでありまして、そこで、当の県の様子というか、受けとめ方はどうであったかと、私もそれを聞きました。恥ずかしい話でありましたが、お聞きしました。副課長、班長は、今回の白浜町での請願についてとか、いろいろな今回の一連の流れとか、そしてまた議会での、最終3月議会でありましたけども、そこら辺での結果をもすべて把握をされておりました。既に、どなたかからか知りませんが、そういったコピーの書類も持っておられました。私、確認させていただきました。

そして、県は、町長みずからもバラ園のことを否定を今まではしておいたわけです。そしてまた、今回請願が出されて、それで議会でも否決にもなった。そういった案件を、県有地の部分を貸してやってほしいと要望された白浜町長の発言は非常に理解に苦しむと、そのようにおっしゃっていました。今おっしゃっていたから、私は言うておるんですよ。

そのとき私は、首長でもありません、議員という立場から、県が今後、県有地の部分を白浜町長が貸してやってくれと、どういうふうな受けとめ方か、後でまた言いますけども、言われたから話を聞いたと、そのようにおっしゃっておりましたけども、そこで私は、県が今後どのように判断されるかわかりませんが、このバラのことは、殊バラのことは、今後は、白浜町行政としては全く無関係なことになりますよと、何の議題にもものついていませんよと、課題でもものついていませんよと。ですから、今後、県がもし仮に県独自の判断で、そしたら貸してやろうと、そのような判断になったとしても、白浜町としては何の一切の協力というか、何のかかわりも持ちませんよと、そういうような形に県が、班長、副課長、そういった認識になるということだけよく把握しておいてくださいよと。私はそのように申し上げました。

と私は申し上げたとおりのことであろうと思うんですけども、現実的にそうなるのではな

いんですか。町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

現実的というのは、どういう意味ですか。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

町長、話の内容とか、よく聞いてくださいよ。

私は、県に今までの白浜町のバラ園、バラのことにに関して、町有地、空港跡地用地を貸してほしいと、そういった請願が上がってまいったと。それで委員会でも何度か協議をして、委員会では不採択となったと。そして、3月議会の本議会でも否決となった。

そしてまた、町長みずからも、それまでの3月議会、そしてまた12月議会でも一般質問であったと思うんです。そのときの答弁でも、町長みずからもバラ園についてはこうこうこうで、先ほどもおっしゃっていましたが、やらないと、閉園と。そのように白浜町としても、そんな態度を出しておる。町長みずからも、議会も出している。

しかし、私が今度、県がもし仮に県独自でその特定の企業に貸してやろうと、そうなったとしても、白浜町としては例えばここに県が独自で貸してやろうと、バラを植える、バラ補植か何か知りませんが、ちょっと植えると。そのときについて、地域への説明とか、肥料とか消毒とかもどうせやるでしょう。そのときに、関連の地区やとかどうこうで、こういうふうな形でしますからよろしくお願ひしますと、そういうふうな形については、白浜町としては今後これの場について一切かかわり合いは持たないこととなりますよと、そういうふうには町長の答弁でも申しますし、白浜町としたら、議会でもバラには一切かかわらないと、もう終わりと、終わった話と、そういうふうになっていますよと言うてる。だから、そういうふうになりますねと私は言うてるんです。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

再三、私はずっとご答弁させてもらっておりますけれども、バラ園に関しましては費用対効果の問題もございますし、財政的な問題もございますし、そういう状況をかながみて、3年という臨時雇用の中でもされてきた事業というふうにお聞きしていますから、町としましての、町有地におけるバラ園というものに対しては、それは私は閉園の方向でございまして、というふうにご答弁しておるわけでございまして、そのことと私がお願いしに行ったという観点というのは、県が3分の2、町が3分の1所有している、それは白浜空港跡地利用そのもの全体を考えなければならないところでございまして、今、空港の活性化についていろんなプランもいただいておりますが、皆様方にそれをご披露できないところが非常に残念ではございますけれども、いずれにしても、議員、バラ園構想とバラの問題とは違った観点でとらえていただきたいと思うのでございまして。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

それならば申し上げます。それならば、なぜ旧空港跡地に補植をせなあかんのかと。官有地の部分になぜ補植をしに、お願いに町長みずからが参らなあかんのか。それはなぜですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

それは、総合的にかんがみまして、そこが適地であると考えたからでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

総合的に考えた、総合的な具体的な事例を言うてください。何が総合的なんですか。なぜ特定の、さっきの答弁からも、白浜町にとっては関係のないと、バラが枯れるに忍びないから、なぜ旧の空港跡地なんですか。官有地ですよ。白浜町内、農業地、遊休農地といろんな土地があります。なぜ、そこではだめなんですか。なぜ、空港跡地なんですか。どういうふうな総合的な判断ですか。具体的な事例を言うてください。説明してください。説明がつかんです。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

1点は、町が所有しているバラの問題の行方も確定はしておりません。1点ですね。総合的ですから。

なぜ空港跡地かと申し上げますと、空港跡地につきましては、正直申しまして、私も入ってみて、バラ園構想は云々は別にしまして、バラそのものは本当に、この花は私はすばらしいと思います。

あと、残り少ない命でありましても、それはやっぱり多くの人に見ていただきたいという、そういう思いはあります。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

多くの人に見てもらえたらバラ園と違うんですか。

それと、これは平草原公園のことを言うてるのと違うんです。旧の空港跡地のバラ園のことを言うてるんですよ。町長、明確に言うてないです。なぜ、補植のためにどうこうなった、なぜ3月議会ですか。たしか湯川議員もおっしゃっていたと思います。正木司良議員もおっしゃっていたと思います。バラが枯れるのは忍びないと。それだったら、なぜ旧空港跡地以外の土地だったらぐあい悪いんですか。町長も番所山のところ、わざわざほかの土地のことなんかお勧めというか、交渉になったというのをお聞きしていますけども。それ、どういうふうに総合的、なぜ旧空港跡地なんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、番所山でしたら非常に塩害が強いとか、あるいはほかの適地も私も考えてみましたけども、いろんな専門家の意見を聞きましたら、やっぱりそれは不適切だと。総合的に考えたら、県の土地を貸していただくのが一番よいという考えのもとでお願いしたところでございます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

議長、答弁、内容になっていないですね。これはもう言いわけみたいな、子どもじみた、総合的になぜ、こうだというふうに答えてもらえない。いたずらに時間ばかり過ぎるからまた後でしたいと思いますけども。

そしたら、あえてそれとして、そこで先に進みますけど、町長、知っていらっしゃるでしょうか。旧空港跡地を利用する場合、旧南紀白浜空港跡地暫定利用連絡会というのが、県と白浜町の間において設置されておるんです。ここで、貸すか、貸さないか、これはあくまで県有地、町有地関係ないんですよ。県有地の部分であろうが、町有地の部分であるか、旧空港跡地は1つのものであるから、そこで暫定的な連絡会でやる。暫定的な連絡会の設置を行うには、さまざまな暫定利用についてのいろんな条件等が書かれておる。旧の暫定利用連絡会で貸してほしい部分が、今も私申し上げましたように、県の部分であっても、地元白浜町の意見を求め、また、白浜町の判断が重要であると、そのように私もお聞きしておるわけです。

これは、これも先ほど県の企画総務課も同じように、私が今言ったように、同じように地元の判断が大事であるなどおっしゃっております。当然ここで、連絡会で簡単な会議になるのか、連絡の文書になってくるのかどうかは知りませんが、そうだったら白浜町としてはどのような判断をなされるんですか。

それと、この場合、どういう判断をするかどうかの白浜町内でのどのような会議というんか、どういった種の会議で決めていくんか、そこら辺を教えてください。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

南紀白浜空港の暫定の利用連絡会議につきましては、県の企画部企画財政局企画総務課長、そして県の県土整備部港湾航空局港湾空港振興課長及び白浜町の総務課長で組織がされるものであります。その中で、暫定的に利用に係る行政、民間またはその他の団体から要望等が適正なものであるかどうかを判断するために、この委員会を設置しているものであります。

また、協議会の協議の際には、県及び町の各担当と南紀白浜空港事務所も加わりまして判断するものでございます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

全体的なのはわかります。私が今言うのは、白浜町としての意見を今回集約するのに、白浜町内ではどのようなそういった位置づけの会議で方向性を見出すんかと。例えば、課長会議でそれはそういった意見を集約するんであるんかとか、そこら辺はどのようなになっておるんですか。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

特に、おおむね1カ月以上にわたります長期的な使用、そしてまた近畿大会レベル以上などの大規模な大会、そしてまた将来恒久的に利用につながると考えるもの、重要な事項について特に審議をしていくということになります。

ただ、今回の空港跡地の利用につきましては、先ほども言いましたように、旧空港での暫定的な短いものではなく、やはり中長期的なものを想定しなければならないというところもありますし、公共の団体以外の一般企業に使用を認めたという場合については、他の貸し付けにつきましてもやはり慎重な対応というのがその場では求められようかと思っておりますので、町といたしましては、今回、一般企業に貸すということについては、今後の空港跡地全体の、県も空港跡地の活用ということで、いろいろな企業誘致についても現在お話をいただいているところでありまして、やはり、県のそういうところの意見も含みながら町としては考えていきたいということなんで、今回のお話については、企業的に貸すというのは慎重にしたいというふうに考えます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

今、町長、よく聞いておいてください、副町長も。

総務課長は、全体の課長会議で白浜町のこういった取り決め、位置づけというんか、統一見解を求めるんですね。

町長は、バラ園とバラの補植というんですか、一時植えてどうこうするのは別やと。だから、別の部分の観点から私は再三、なぜそれだったら旧空港跡地を貸す。わざわざ特定の企業名を言ったんだと、そこら辺の質問にはちょっと答弁にならないような答弁でありましたけども、総務課長はきっぱりとその前にも答弁をされましたが同じと、町当局では同じとみなしておるわけですけど、町長は、個人はバラ園とバラは違うと。しかし、町当局の幹部の課長会ですか、そこら辺では同じと、ふさわしくないと、そのように今、再度あえて総務課長が答弁をされたらと、そういうふうに私は理解をしています。

それで、そういった形で、こればかり言ってもなので先に進めますけども、そういうのを町長、いま1つお聞きしますけども、今回、当然バラにつきましては観光課が所管になるかと思っておりますけども、今回の4月21日、国体のことでも兼ねると、行ったついでだと、そのようにお聞きをしておるわけですけども、今回の行かれた、行くと、また行ってきたと、そこら辺を担当課と協議をしまいったんですか。そこら辺はどうですか、教えてください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

別に、協議をしておりません。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

後でも1つずつ聞きますけども、これはなぜ協議しなかったんですか。町長の乏しい行政経験の中で、こんな大事な、いろいろ議会でどうこうなったのを、副町長が県の職員だったので、そこら辺の行政経験が豊富で判断、2人で相談をされて行ったわけですか。そこら辺はどうなんですか。なぜ、担当課と協議をして県に行かなかったんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

この事案にかかわらず、すべてのことを担当課と先に協議して行くというベースもございませんし、私は私なりの独自判断、経験は乏しいかも知りませんが、それはそれなりに判断してやらせてもらっております。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

こういった、今回の答弁にあったように、町長の軽率な判断、これが白浜町の大きなかじ取りというか、誤った道に突き進んでいくというか、ひよっとしたらというふうなそういった行動に私はなると、町長みずから、私も行政経験は乏しいと今おっしゃっているように、それならなぜ聞かなかった、相談しないんですか。失礼ではありますが、町長になられては大変な激務ではあるかと思っておりますけども、たった1年余りの行政経験、町政運営、そこですべて判断をされて、こういった重要な、議会でも否決をされ、町長ご自身も答弁で明快に否定をされている。その案件を、町長ご自身の解釈で、バラ園とバラについては違う解釈ということで、同じ土地に対して県有地の部分に私の判断で行ったと。白浜町はどれだけ笑われたか。町長、私は恥ずかしかったです、県に行ったとき。そこら辺をもうちょっと考えていただかんと、とんでもないことになる。本当に白浜町の町益を損なっておる、私はそのように思います。

進みますけども、県有地の部分だからとの理由で県に要望するについて、白浜町は、私が言ったように、白浜町長は非常識だと、そのように公式ではありませんけども、おっしゃられました。私、聞いていて恥ずかしかったです、議員として。

そしてまた、ここからです。町長、先ほども言いましたように、町長がお伺いしたときに、企業はまだ正式に申し入れというか、相談にも行ってない。行ってない段階で、官有地に当たる部分を町長みずから、特定の企業名を出して、貸してやってくれという。ついその前までは、関連はあったとはいえ、町長がおっしゃるには、町長もそれやったら理屈から言いましたら、私も言わせていただきましたら、別の事案で行って、特定の企業の名前を出して貸してやってくれと。町長が言うには、バラ園とバラについては別個なんでしょう。別個の部分だとしたら、特定の企業の名前を出して貸してやってくれと。これ、白浜町長、首長としてどのような。

しかし、県は今、このような町長がおっしゃった理屈は当然思っていない。一緒の流れ、一連の流れの過程でというふうな位置づけでしておる。それで、ちょうど私がつい先だって、議会の一般質問書を作成する、たしか6月6日だったと思います。県に電話を入れました。たまたま偶然班長さんがいらっしゃいました。そしたら、溝口議員、5月11日にお越しになった明るる日に、何か企業さんから話があったようで、何かわけわからない、余り話の内

容がわからないので、一度お越しいただいたと。お越しいただいて話を聞いたら、余り要領を得なかったんですけどもというので、それならば今現在、県としての、町長が申し入れに行ったというか、要望に行ったというか、また企業がちょこっと言った、旧空港跡地を県に貸してやってくれと、この位置づけというか、取り扱いは県では今現在どのようになっておるんですかと電話でありましたが聞きましたら、話を聞いただけであると、聞きおいたと、そのような認識でありますと、そんなようなことであります。

そこで、町長、企業が行ったのが5月12日、町長が4月21日に行って、特定の企業の名前を出して貸してやってくれと、ここら辺どうなんですか。私は非常に問題あるんでないかなと思うんですけども、そこら辺どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

どうですかと、何がどうなんですか。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

議長、ここら辺の今の大事な首長として、また首長も政治家として、白浜町長、政治家としての大事な答弁になってくると思うんです。どうですかというふうに私に聞かれましたけど、ここら辺は議長の判断で、どのような見解が出るのか、答弁になるかわかりませんが、もう少しまともなと言ったら失礼になったるかもわかりませんが。

○議 長

暫時休憩いたします。

(休憩 15時05分 再開 15時10分)

○議 長

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

大変失礼いたしました。

ご指摘いただいた点につきましてですけども、私はそれは問題だとは思っておりません。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

今、傍聴人の方も多数お見えになっております。これが今後問題になるか、ならないか、私自身も議員という立場から検証してまいりたいと。それで、私は非常に問題であると。町長が、バラ園についての問題のことと、今回頼みに行ったこととは別のことであると、たまたま偶然同じ県有地の空港跡地の部分について行ったと、そのように解釈をして、まるっきり別という町長のおっしゃるとおりの話から反対に言わせてもらいましたら、まるっきり別のことの案件で、その企業が何の県にも相談も行ってない段階で、白浜町長みずからその企業の名前を出して、そこに貸してやってくれというのがいかなもんかと。これは私は広く町民に問いかけて判断を、町民の皆さんのいろんなご判断があるかと思っておりますけども、ご意

見があるかと思えますけども、一度ちょっと求めてみたいと、そのように思います。

こればかり言っていましたらまたほかの質問にも響きますので。

えてして、今このように、今かみ合ったような、かみ合わないような、今回1つのバラ園の、バラ園ではないと町長はおっしゃいますけど、このことについての議論、いろいろお聞きになって素朴な、率直な感想で、町長の行政経験のなさ、これがやはり一因であろうかと。そこの担当課ともこの大事な、上部団体の県当局にも行く際にも何の一言の相談もせずに、自分自身の、町長だからと、そのような錯覚をされた認識のもとに行って、今この議場でも、状態が紛糾すると、そのような形になっておるかと思えます。ですから、我々としてはやはり町長に申し上げたいのは、確かに白浜町長であります。

しかし、失礼ながら、行政経験、町政経験も1年少ししかない、経験されていないんですから、やはりここは各担当課、職員が町長の手足、頭の脳となっていていろんな大局に対応していかんと、失礼ながら、町長、副町長だけの行政経験のない、白浜町にとっての経験のないお二人だけに任せての判断では、とてもうまく私はいくとは思えない。そこら辺を、今回のこのことについては指摘をさせていただきたいと。

それで、次の2つ目の事例について参りたいと思います。

これは先ほどからも質問がございました。5月3日に白良浜海水浴場が開設されました。去年に引き続きまして、海水浴場開設するのに必要なサメネット設置の同意が、開設の間際の同意取得までいって、これは大変関係者が心配をされました。また、我々議会にも経済3団体の方がお見えになって、議会としても何とかしてくれと、このままでは震災以後の大変な時期に、これから夏に向けての白浜観光の第一歩となる、それからしたらつまずきかねんと、とんでもないことになる、取り返しのつかないことになる、そういうような悲痛な要望がございまして、議長といろんな関係者の方とお話しになって、何とか2日前でありましたか、同意が得られました。

ここで、町長に単刀直入にお聞きしたいと思えます。なぜ去年も紛糾をしてこうなって、なぜことしも海開きの直前まで同意がとれなかったか、その点を単刀直入にまずお聞きしたいと思えます。町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

この案件に関しましては、先様からの提案がありました幾つかの、午前中にも楠本議員にもお答えいたしました。最初3つの課題についてのご意見がありましたので、その課題に対してなかなか解決の図れるようなことでなかったので回答できなかったというところが、その同意書締結に至る時間が要したということです。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

町長、今のような認識の答弁では、来年も私はまたとんでもない事態になるなど。町長、私もこの前いただきました。白良浜海水浴場開設に係る、同意に係る意見書、これを町長は読んでいますか。読んでいたら、今のような答弁はようせんと思えます。ここにはっきりと書かれていますよ。昨年7月17日に約束した漁業関係者が受けた汚名を払拭することを

履行することもなく、これに尽きると私も、回り回ってかもわかりませんが、お聞きをしておる。それを今、大きな課題の3点、これはきょう一朝一夕に言って解決するものではない、これも当たり前。これはもうだれでも、町長の言うとおりで。

しかし、ここに書かれておるやない。7月じゅうの、去年から何もしてもらってなかったと、風評被害ですか、私は詳しい中身は知りませんが、そのことについて何の対応もしてもらってなかったと。今言うたように、町長も言ったように、3点の課題についてがこうやからというようでしたら、また来年も1日前になるんか、2日前になるんか、来年はひよつとしたら、ほんま、それこそ海開きできんようになるかわからん。今から危惧する。

私、4月21日の全員協議会のときに、町長に対して言わせていただきました。海水浴場の開設についての全員協議会の資料で、1月に入ってから資料でありますけども、2回しか漁業関係者とお会いしていない。3月2日、それから4月18日、これは多分担当課長だと思いますけども、町長はお会いしていない。そして、4月21日に私は申し上げました。5月3日の海開きまで、あと12日、13日、今まで町長、一度もお会いしていないけども、12日、13日間の間、毎日でも行って何とか協議をして理解を求めるときではないんですかと、もうそうせんと時間ないん違いますかと、町長もたしかそのように相手方と会うべきと、そういうふうな形の発言をされたと思います。

それで、町長、相手方とそれ以後、4月21日以降、何回お会いになって協議をされたんですか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町長)
同意をいただくまでにですか。

同意をいただくまでには、私が入る以前に同意書をいただきましたので、私はお願いしましたけれども、そこはお話できないという状況もございましたので、それは同意をいただくまでには、私は直接は話をしておりません。

○議 長
7番 溝口君(登壇)

○7 番
要は、町長みずからが出向くことなく、町長は直接相手方の漁業組合さん、南和歌山漁業協同組合とはお会いをして、話を、協議をせなんだということによろしいんですね。一度もお会いを、町長みずからが交渉せなんだと、行かんかったと、そういうことですね。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町長)
はい。その案件に関しては副町長にも託しておりましたので、交渉事でございますから、まず最初、副町長にお願いしました。

○議 長
7番 溝口君(登壇)

○7 番
ピントのずれたというか、失礼ながら私、4月21日の全員協議会のときに、あと残り1

2日、13日、1月から取り組んできてなかなかうまくいっていない中で、あと残り12日、13日、白浜町長として出向いて、いろんな感情のもつれもあったと思うと。

しかし、やはり町のトップとして、観光行政の最初の第一歩となる海開き、これにいろんな多くの方の商工業、いろんな観光業にかかわる方が心配をされておると。その中で、町長としてなぜ行かないんですか。副町長に行ってもらって、副町長、白浜の今の経緯経過なんか何も知らないんでしょう、書面で読んだ程度でしょう、人脈何もないでしょう。町長、なぜみずから白浜町長として行かなかったのか。不思議でかなわん、今の町長の答弁を聞いていて、なぜ行かなかったのか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

決して、私、行かなかったというよりも、その後の協議には、お話し合いに私が出向かせてくださいと言っても、そのことは会えなかった状況がございましたので、だから私は会えなかったという状況でございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

町長、会いたくない、会いたくないといって、3日、3回も行ったら開けてくれるんですよ。おまえなんか嫌いやと言うてても、何回か行って、しまいには1杯飲むかと言うてくれるんです。それが交渉です。型どおり、町長は来るなと言うて行かんかって、何がうまいこと、白浜町政、まわってる。もうちょっと認識してもらわないと。ここ議会の場で、皆、あとまた議事録も載って、また傍聴人の方も、白浜町長の誠意というのか、白浜町にける思いはこれぐらいの思いやと、傍聴人の方もお聞きしてもう取り返しのつかんようになると思いますけども、そんな認識では、町長、どうするんです、白浜町をこれから。情けない。

それで、ここに今も申し上げましたように、開設の同意に係る意見書の写しがあります。文面を町長も読んでみた、ここも楠本議員もおっしゃっていましたよ。白浜町に対して同意をくれてない、これ、文章を見ていたら、白浜町に対して。同意は白浜町はもらわなあかんけども、文面の内容は白浜町にできていない。白浜町の今の疲弊した観光、何とかしてでもこうやと、やっぱりそれには忍びないという形で漁業関係者の方が同意をくれておる。

しかし、白浜町には同意を渡しておりませんよとはっきり書かれておる。こんなの、白浜町行政として汚点や、これは。そこら辺、どう思いますか、町長、責任。先ほどからの答弁で、私は行ってない、どうこうこう言っていますけども。汚点です、これ。私、初めて見ました。町行政でいただいて、同意していないと言うてる。こんな同意書を見たの、私、初めてです。どうですか、町長。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

先ほども申しましたけど、最初に3点のことが担当課に話が寄せられまして、残り、先ほど申しました風評被害でございますか、そのことも寄せられましたけども、そのことに関しましても私は私なりに精いっぱい努力をしておりますけども、いかんせん相手方のあること

なので、相手方が認められない状況である中では、そのことの解決には至っていない状況でございます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

要は、町長、要約すると、私は一生懸命やろうとしたけども、相手方が会うてくれななんだと。しかし、私が指摘するように、それを乗り越えていく、そういったすべも、そういった努力も、知恵もなかったと、そういうふうなことでよろしいんですね。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

違います。相手方というのは風評被害を与えたという相手方でございます、相手方がそういうことは一切ないと。何回も私も昨年度から確認しておりますけども、一切そういうことはないとおっしゃって、もう1人の方はもうお亡くなりになられているし、そういう中でその事実の確認はできないから、そのことに対する回答はできなかったということでございまして、あとの残り3点に関しましても、それはけさほども申しましたけど、非常に難しい困難な状況もございましたので、そのことの文書回答をとおっしゃられましたけども、その回答もすることができないという状況の中での交渉であるということをご理解いただきたいと思えます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

要は、私の言うてることは、そうと違うんですよ。風評被害を払拭してくれななんだと漁業関係者側の、漁業組合の方がそうおっしゃる。払拭を町長がようされんかった。町長が言いました、相手方がお亡くなりになった、そんなこと私は聞いてない。よう聞いてもらわなあかん、町長。払拭をしてくれんかったと、7月17日に。去年の7月17日に約束してもろてるけど、風評被害の払拭を町長がしてくれんかったと、それを言うておるんです、町長、よう聞いてください。

もう時間がないから最後、ちょっと飛ばし飛ばしになりますけども、もう1点大事なことを最後、海開きのことについてお聞きしたいと思えます。

先ほど、午前中の楠本議員もおっしゃってありました。この質問が事実であったら、また先ほどのバラ園の、勝手に県に行ってお願ひしたと。また、大事な政治的な、私も大変な問題になってくるん違うかと。これこそ道義的な問題になるん違うかなと思っておるんですけども言いますよ。

海開きに向けて、本当に4月の半ばで、もう下旬ですね。白浜町の経済3団体も我々議会との懇談会で要望されました。そんな中、いろんな方が無事何とか海開きが迎えられることはできないかと、そういった心配、苦勞をされている最中に、多分4月26日であったと思えますけども、これ、間違っていたらまた指摘をしてください。これも、町長、副町長が県警本部の公安委員会に行って、漁業組合の同意が得られなくても、公安委員会の許可でサメネット設置の許可をもらうことはできないんかと、そのように白浜町長が尋ねてきたと、そ

ういうふうにも、楠本議員もおっしゃっていましたが、私も県の関係者の方から聞きましたけども、それは本当のことですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

4月26日ですか、県警にお伺いしたのは事実でございます。いろんな状況が考えられて、いろんな話をご相談いたしたところでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

町長、的確に教えてください。私がお聞きしたのは、サメネットの設置の許可を公安委員会独自の判断で許可してもらうわけにはいかないんですかと、そのように聞いた、私はそういうふうに聞いたんですけども、それは本当の発言の内容なんですかということをお聞きしておるんですよ。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

それは公安委員会というよりも県の許可が要ることをごさいます、そのことの状況を確認して、どのような状況かということをお伺い上がったんです。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

どのような状況なのか。だから、私が言っておるでしょう。公安委員会か県警本部の許可か知りませんが、漁業組合の同意が得られなくても、県警本部か県の公安委員会の判断で許可するわけにはいかないんですかということをお伺いしたんですかと私は聞いているの。それについて、どうなんです。的確に教えてください。聞いたんか、聞いてないんかと、それだけでいいです。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

はい。だから、県の許可を要って、公安委員会の許可が要るんですねということをお尋ねしました。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

私はそういうことを言うてるん違うんですよ。もう1回、最後ですよ。

漁業組合さんの同意が得られなくても、県警本部か県の公安委員会か、私は詳しいこの辺の許可の件の流れはわかりませんが、そのどちらか知りませんが、県警本部か県の公安委員会独自の判断でサメネット設置の許可をもらうわけにはいかないんですかということ、町長お尋ねになったんですかということをお伺いしています。ほかの答弁は要りません。

○議 長
番外 町長 水本君

○番外 (町 長)

だから、何度も答えますように、県に対しまして、その許可を要するんですかということの確認をしました。

○議 長
7番 溝口君 (登壇)

○7 番

質問に答えてもらってないように私は思うんですけども、どうですか。議長、見解どうですか。

○議 長
暫時休憩します。

(休憩 15 時 27 分 再開 15 時 31 分)

○議 長
会議を再開いたします。

溝口君の質問時間は53分までということで、よろしくお願ひしたいと思います。

番外 町長 水本君

○番外 (町 長)

お答えいたします。

公安委員会に私が行って、私は、もし漁協の同意が得られなかったらどうなのかということはお聞きしました。

○議 長
7番 溝口君 (登壇)

○7 番

町長として、ひょっとしてこういうふうな場になって、こうやというお気持ち、聞いたんであろうと。それもわかる場所もありますけども、やはりこれは白浜町長として、県警の、県の公安委員会に出向いて、そういうことを白浜町長が聞いたと。今まさに同意がとれるか、とれんか、皆多くの関係者の方が奔走している中、これも私は直接聞いていませんけども、白浜町長、何ていうことを聞きに来よったんやと、そんなふうに言われたと、私はそのように間接的に聞きました。これは直接的でないからどうこうは言えませんが、やはり白浜町長として、もうちょっと地元で白浜に残って、どうやこうやと英知を振り絞って、何とかという皆さんの不安といろんな思いの中で、軽率に、そういうような行動はやはりとるべきでない。

これの開設に向けての4月21日に触れているこの中でも、安全管理についての中に、やはりこれは漁業組合の同意が絶対要るんやと、明確にこれは書かれておるんや、ここに。書かれておる、絶対とらなあかんと。しかし、それを町長は読んでか、読んでないか知りませんが、間際になってそんなことを聞かれたと。やはりいろんな多くの方の気持ちを踏みにじる、そういった軽率な行為であったと、そのように私は思います。

しかし、不幸中の幸いでありまして、何とか2日前ではありましたが、同意をいただきました。それで、これから夏に向けての白浜町の観光行政の一步が踏み出せたなどは

思いますけども、支払った代償というものはやっぱり私は大きいと。白浜町としての行政としての信用というのか、そこら辺の度合いが県当局からしたらやはりちょっとほかの他市町村に比べて、何だ、白浜、こんな程度かというふうな思いを抱かれていますのではないかと、抱いていると、そういうふうに私は県の方からも聞きましたけども、恥ずかしいというか、情けない話で、もうちょっとしっかりしていただきたい。

それでは、最後の質問に参りたいと思います。

これは、平成23年度予算の中、一番の大きな事業の1つの目玉事業であります。これは湯崎漁港関連の、漁港の埋め立てが済んでからの上部利用についてのことについて質問を少ししたいと思います。これはあくまで今現在の町の基本的な方向性というか考え、これをお聞きしたいと思います。

町長、上部利用の建物の内容についての考え方、国の補助金、このメニューの聞きなれないメニューで、舌をかみそうでありますけども、これは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、このとおりの漁業振興策ですね。漁業振興策のみでの考え方で事業化を、上部利用を考えていらっしゃるのか。それとも、先ほどからも一、二度発言を聞いておりますけども、やはり漁業振興策とそして地域振興策ですか、振興策と兼ね備えた、そういった両方の考えで、この上部利用の事業化を考えているのかどうか、そこら辺、確認のため答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

漁業振興策と地域振興策を兼ねた事業と考えている場合ということでございますが、比重はどちらが大きいかという考えについてかと思えますけれども、漁業振興策と地域振興策の比重については、漁業施設整備も含め、漁業振興施設建設に水産業関係の事業メニューの活用を計画しており、漁業振興策に重きを置いてと考えております。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

今、これは担当課で、この質問の趣旨をそれぞれ口頭でありますけども、申し上げたその先の質問まで一緒に答弁していただいて、時間の短縮になってよかったんですけど、この後、比重は両方兼ね備えたと、そのように町長答弁で、その後、私はそうならば比重はどう考えていらっしゃるかと。今、その答弁までも先乗りで答弁していただいたんで、ちょっと時間の短縮になりましたけども、それで考えていると。

そしたら私はここで、町長、常識的にお聞きしたいんですけども、補助金メニューの名前のとおり、農山漁村活性化の交付金、この補助金メニューを使うわけであります。当然、しかしながら今の答弁で、漁業振興策と地域振興策の両方を相備えて今後計画していきたいと、そのようなご答弁であったと思います。それならば、当然、農山漁村の活性化のプロジェクトの申請においては、これは字のごとく、今回の場合でしたら漁業振興策として上げているわけですね、補助金メニューとして。しかし、中身は、地域振興策も兼ね備えたと、何とかという考えとなれば、事前にこういった相備えたメニューで今後煮詰めてやっていきたいという旨を、ここはやはり話の筋として、漁業組合者の関係の方に事前にそういうふうな相備

えた折衷案で今後どういうふうな、また質問はありますけども、やっていきますよと、そうした事前に理解をこれはできるだけ求めるべきではないのかなと、そのように思うんでありますけど、そこら辺どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

当然それは理解を求めるべきでありまして、詳細につきましては担当課のほうからご説明させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課課長 鈴木君

○番外(農林水産課課長)

現時点では、まだ具体的に漁業者の皆さんとそういう議員ご指摘の話をできてませんが、今後、詳細設計を行っていく上でいろいろとご相談させていきたいこともありますので、十分意見をまたいただきたいと考えております。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7番

これは、町長、いろいろ漁業組合者の方のこのメニューでのっとして、しかし漁業振興策だけではなくして、やはり地域も両方という思いと、そうであればなおさら漁業組合者の方に、比重はどれぐらいの比重になるか、今後それは検討する、組織ができるんであろうかと思っておりますけども、これは事前に漁業振興策一本ではなくして、地域も入れた分ですよと。何とかご理解をお願いしたいと、それはやはり事前に話をされるのが誠意であると、ここら辺がもしまたボタンのかけ違い等がありましたらまたいろいろな波及するかと私は思いますので、そのことは担当課もろもろ、やはり町長として、これは町長が23年度に当初予算に計上されてきておるわけです。それも、しかも23年度の中で、一番の目玉的な、事業予算からしても一番の大きな事業です。これで、町長が私は詳細について聞いてなかったどうこうとおっしゃるようなこともちらつとは聞いたわけでありまして、それはもってのほかで、あなたが最終、町長として判を押して、この予算を組んだわけです、承認をしたわけです。

ですから、やはりここは町長として、こういう方向性で進んでいくと。担当課から、大体今までのこうこうこうと聞いても、町長としてこうやと、こういう形でいきたいと。ここら辺、明確にやはり担当課とは綿密に打ち合わせをしていただかないと、単独の判断で、あっちへ行ってこれを言い、こっちへ行ってあれを言いと、後でまた收拾つかんことが起こってまいると、私はそのように思いますんで、担当課とやはり十分協議をしてもらわんと、後でまたボタンのかけ違いになって、いろんなことに漁業振興策、地域振興策のことも波及する要因が含まれておる、私はそのように思う。

そこで、それならば折衷案でいくと、漁業振興策も取り入れながら、比重は当然漁業振興策の内容のほうが大きいかと思っておりますけども、地域の振興策も相備えてやっていくと。建物の内容、利用について中身を詰めていくと。そしたら、中身の取り決めを決めていくのに、それはどんな体制を考えていらっしゃるのか。以前にも、3月で解散になったかどうかはわかりませんが、地元の活性化協議会ですか、そんな任意の検討委員会があったかと思

ますけども、今後これについては、それをもう一遍名称を変えてというのか、名称を継続しながらでも、入るメンバーはこうこうこうとか、そこら辺の進め方としてはどのように町長としてはお考えになっているのかどうか、その辺、基本的なことでありまして、一番これが大事なかと私は思うわけですけども、そこら辺どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外 (町 長)

本計画施設は、白浜町湯崎浜広場活性化協議会を再発足し、その中で検討し、進めていきたいと考えているところでございます。

○議 長

7番 溝口君 (登壇)

○7 番

先だってからのいろいろ担当課からの説明を聞いていましたら、詳細設計、今年度中にもそういった設計業務まで発注されると、設計業務を発注しても、中身の話が決まっていなくて、設計業者が線引けん。そういうふうな形になっては何のためかわかりませんので、そこら辺を早急にやはり漁業関係者の方、また同じような前の地域活性化協議会ですか、それと同じメンバー構成になるのかどうか、そこら辺、双方、町が間に入るのか、音頭をとるのかは別としまして、そこら辺の具体的に進行方向というのか、進め方を決めていかないと、ここでまたそんな話は聞いてなかった、勝手にこうやった、町が勝手にこう進めやるから始まって、やはり今までのように同じような轍を踏むかなど不安も私は持っております。ここでも同じような交錯したような、ボタンのかけ違いが起こったら、今度この事業そのものが飛んで行って、白浜町自体、今度、県や国から、今後こういった補助金申請を上げて、二度と相手にしてもらえない。それこそ、白浜町の町益に物すごい大きな損失になる。そういうふうなことも含まれているということで、町長、やはりこれは町長が23年度の当初予算に判こを押して、予算を組んだ責任者でありますから、これは担当課と十分協議をして、関係者と中身のメニューを決めていく、そういった組織づくりを早急にやはり組んでもらって、我々議会にも大体こういうふうなメニューでこうというのを示していただきたい。

それから、詳細設計なり等をできれば発注していただきたい。先に発注をして、設計は、発注業者は、中身はまだ決まっていけど、町が発注したから、どこかの勝手に意見を聞いてやりやるん違うとか、やりやるらしいとか、そんな話がまた蔓延になったら、この事業そのものがダメになる。ダメになったら、白浜町の大きな町益がマイナスになります。そういうことだけ肝に銘じていただきたい。

そこで、最後というか、町長、これも基本的な考えですよ。当然、それはいろんな形があって、上部利用ができた。前の議会のときにもどなたかの議員がお聞きになっていたかと思うんですけども、湯崎漁港の整備事業全体につきましてはいろいろな議論があったのも事実であります。過去、前の町長の当時から含めて、いろいろ議論があって今まで来て、それで今回、最終の上部利用というような形の内容になるんでありますけども、物ができ上がった。当然、そうになりましたら、今現在の白浜町のそういった管理については指定管理と、そのような形になっていこうかと思えます。

ここで、いろんな議論、個人的ないろんなさまざまな感情等、また地域等の感情等がある

のも私は事実であるかと思えますけども、基本的に普通の常識的な流れとして当然これは農山漁村の活性化事業の交付金のメニューで補助金申請を上げ、内容につきましても、比重は漁業振興策のほうが比重は大きいものであろうとそのように、詳細は決まっていますけども、当然、常識的な考えではそうなるかと思えます。

となりましたら、後の指定管理については、当然、今度は和歌山南漁協組合が指定管理というのが普通の、いろんな感情、議論あろうかと思えますけども、流れとしたら常識的な流れではないかと、私はそのように判断をするわけでありまして、これに町長はどのようにお考えになっているのか。当然、当初予算を組んだときに、こうこうこうとやはり大筋の考え方というのは持って、持った上で事業の予算を私は構築したんであろうと、そのように思っておるんでありますけども、そこら辺どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

本計画の施設の完成後の管理につきましては、議会同意を得なければならないことですので、軽々に指定管理というふうには申し上げられませんけれども、指定管理制度の方向で活用したいと考えておりますし、また、指定管理につきましては、漁業振興施設建設の事業が水産関係の補助事業であり、漁業振興等を目指しておりますので、今後検討していきたいと考えております。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

そのように、当然、指定管理は最終は町議会の同意が必要であります、議決が必要であります。

しかし、町当局として、この事業の提案を町長みずからがされて、最終は議会の議決も得なければいけないし、まだこの建物のハードの中身等のまだ詳細について、今後の体制を決めて検討していくけども、基本的な流れとして、基本的な考え方として私はこうこうこうやと、今みたいな答弁を胸張ってされたらいいんです。流れからしたらこうやと、私はそのように解釈できるような答弁内容であったと思います。

そのように、白浜町の今後をどうしていくかどうかというのは、やはり町長として、幾ら行政経験がない中であっても発信をしていただかないと、担当課は担当課で仕事をして、右に左にとろろろするだけであって、そこで、やはり町長と各課との連携をとっていただかないと、混乱に拍車をかけるだけで、それこそ白浜町政は大変なことになってくるような気がいたします。

再度、確認の意味で言いますが、たしか前の3月議会でも、これは担当課のほうから多分最終は、今町長がおっしゃったように、指定管理につきましては議会の同意が必要になってくるというふうな答弁でありましたけども、基本的な流れからなりましたら、やはり今回の補助金メニューの農山漁村の活性化交付金ですか、このプロジェクトのメニューを使っている、そういった中から当然比重の高い和歌山南漁業組合が指定管理をされるのが基本的な考えというか、流れであらうかなと、決定はしていませんけどもというようなご答弁、町当局からあったと思うんですけども、そこらを再度確認したいと思えますけども、どうですか。

これも、町長、どなたか、建設課長でも農林水産課長でもよろしいですよ。

○議 長

番外 農林水産課課長 鈴木君

○番 外（農林水産課課長）

以前の議会で、担当課の考え方としまして、そのようにご答弁させていただきました。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

基本的な考えで、必ずしもそうなるとは限りませんが、町として、現段階で、こういうふうな方針であると。それはやはり明確に打ち出して、当然若干のというか、大幅にひよっとしたら修正もあるかもわかりませんが、若干の修正で済むかもわかりませんが、まずは町の方針を示していただかないと、そこで担当課がいろんな各関係者、いろんな地域住民の方と協議という形になってくるわけですから、大もとの方針というのは、やはり声高々に精いっぱい発信できることについてはやってもらわないと、そこに当然予算というか、お金もついてくるわけですから、ここでボタンのかけ違いになったら、それこそ白浜町益、白浜の少ない財源の中で、本当に何をしているんかと、そういうふうな形になるかと思えます。今後はそういうふうな形をもって対応していただきたいと。

以上3点、町長の政治姿勢について、バラのこと、海開きのこと、そして湯崎漁港の上部利用についての基本的なお考え、考え方を今議論させていただきました。私もヒートアップをしていると言わせていただきましたけど、最初に言いましたように、原因はやはり何ととっても各担当課との意思の疎通、もうこれに私は尽きるような気がいたします。やはり自分の行政経験は少ない、これは現実であるから、町長、これは認めていただかないと仕方ない。

その中で、職員、各課の自分の政策を遂行してもらおうと思ったら、その担当課の職員とやっぱり連携をとってもらって、必要な予算であれば、こうこうやという明確な方向を示していただいて議会に上程をしてきてもらわないと、そこで理路整然とこうであると言うてもらわないと混乱に拍車をかけるだけで、そこら辺の行政運営というか、町政運営に町長は資質的に白浜町長としてやはり少し欠けていると、そう言わざるを得ないなど。きょうのこの答弁でも、議論は最後かみ合いませんでしたけども、バラ園については町長は、バラ園とバラの補植は別個であると、こんな答弁、私、町民の方が聞いて理解できるかなと、同じ空港跡地のところに。しかし、課長会議の判断では同じ見解であると、それは明らかに町長の見解と食い違ってありますけども、そうなんです。

今後、県がもし空港跡地のバラ園についての意見を求められたときには、多分、総務課長がおっしゃった課長会議でのものが基本的なお考えになるんであろうかなと。町長の言った別であると、そんな理論は通じないであろうかなと。もしそれが通じるのであれば、別個であるなら、先ほど言いましたように、特定の企業の名前を出した町長の、そういった首長としての政治的な、道義的な責任になってくるかと、私はそのように思います。

しかし、町長、まだ3年弱の任期があります。これは現実であります。3年弱の任期があります。残された任期、3年弱ですか、そうですね。残された任期、やはり白浜町をこうしていくんだと、そこら辺の強い発信をしていただいて、今後の町政運営に臨んでいただきたい

いと、私は議員としての立場から時には厳しい意見になるかも知りませんが、私は議員としてのそういった町長の行動、考えについてはこの議会の場で、また正々堂々とぶつけてまいっていきたく、そのように思います。

これで、議長、すみません、防災対策については時間がございませんので、9月議会に回させていただきたいと思ひます。総務課の方、えらい申しわけないです。すみません。

これで質問を終わりたいと思ひます。

○議長

以上をもちまして溝口君の一般質問は終わりました。

一般質問途中でございませうけれども、本日はこれをもちまして延会し、次回は明日6月16日木曜日、定刻10時に開会したいと思ひます。

これにご異議ございませうか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。次は6月16日木曜日、午前10時に開会いたします。

本日はご苦勞さまでございませう。

議長 西尾 智朗は、15時53分延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 23 年 6 月 15 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員